

令和 6 年度
(2024 年 4 月～2025 年 3 月)

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市
平和交流・男女参画課

令和 7 年 6 月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
	(1) 沿革	
	(2) 令和6年度男女共同参画事業行政組織表	
2	那覇市男女共同参画 推進体制図	11
3	施策の体系	12
4	令和6(2024)年度決算(見込)	13
5	令和6(2024)年度事業概要	13
	(1) 男女共同参画計画の推進に関すること	
	(2) 女性センター管理運営事業	
	ア 施設の概要	17
	イ なは女性センターの利用状況	17
	ウ なは女性センター蔵書利用状況	19
	エ 相談業務	20
	オ なは女性センター講座一覧	22
6	令和7(2025)年度予算	38
7	令和7(2025)年度事業概要	38
8	那覇市の審議会等委員への女性登用状況	39
9	その他那覇市の女性登用状況	39
10	那覇市における主査級以上の女性職員	40

11 条例・規則・規程等

○那覇市男女共同参画推進条例	41
○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱	43
○那覇市男女共同参画会議規則	46
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程	47
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱	49
○なは市民協働プラザ条例	52
○なは女性センター規則	55
○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための 庁内ネットワーク会議要領	58
○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の 取扱いに関する要綱	59
○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱	61
○男女共同参画社会基本法	63

1 男女共同参画行政の概要

(1) 沿革

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1975 (S50)		・「女性教職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律」成立	・国連国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択
1976 (S51)	・経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を 配 置 12/2 ・「働く婦人の家」建設へ取り組む		・「国連婦人の十年」 スタート （1976～1985） （目標：平等、発展、 平和）
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」 （現・国立女性教育会館）設置	
1979 (S54)			・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980 (S55)		・「女子差別撤廃条約」署名	・「国連婦人の十年」 中間年世界会議 （コペンハーゲン）
1981 (S56)	・「那覇市働く婦人の家」開設（久茂地公民館との複合施設） 1/17	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (S59)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正	
1985 (S60)	・那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 6/1 ・那覇市婦人問題会議設置 10/30 ・第 1 回うないフェスティバル開催	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、 「労働基準法」の一部改正。「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「国籍法」の改正施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ） ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」 最終年世界会議（ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部の拡充（構成を全省庁に拡大）	

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1987 (S62)	・那覇市婦人問題会議から答申「21世紀に向けて の那覇市における女性行動計画の策定」について 3/31	・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」 策定	
1988 (S63)	・「那覇市女性行動計画」策定 3/31 ・経済部女性室設置(室長、主査、主事の計 3 人) 4/1 ・那覇市女性行動計画関連の用語“婦人”を “女性”に改称 7 月		
1989 (H1)	・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1 ・第 6 回「日本女性会議」 テーマ「女性が創造する平和」を那覇市にて 開催		
1990 (H2)	・「なは女性史」編さん事業開始 4/1		
1991 (H3)	・主事を主査へ変更(室長、主査 2 人の計 3 人) 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催	・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」第 1 次改定(共同「参加」から 共同「参画」へ、「婦人」 は法令用語や固有名詞 等を除き「女性」へ) ・「育児休業法」公布	
1992 (H4)	・市民女性学講座 '92 開催 ・「那覇市女性行動計画」推進プラン策定	・「育児休業法」施行	
1993 (H5)	・市民女性学講座 '93 開催	・「短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法律 (パートタイム労働法)」 の公布 ・中学校家庭科の男女共 修開始 ・「男女共同参画型社会の 実現をめざす沖縄県行動 計画～DEIGO プラン 21 ～」(第 1 次) 策定	・世界人権会議(ウィー ン)、女性に対する暴力 撤廃宣言
1994 (H6)	・主査増員(室長、主査 3 人の計 4 人) 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 ・「なは女性史証言集」発刊	・総理府に男女共同参画 室・男女共同参画審議会 (政令)・男女共同参画推 進本部設置 ・「男女雇用機会均等法」 改正	・国際人口開発会議(カイ ロ)行動計画採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1995 (H7)		・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)	・第4回世界女性会議―平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996 (H8)	・非常勤職員配置(指導員4人、相談員2人、女性史編さん員1人の計7人) 4/1 ・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1(働く婦人の家閉館)	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・沖縄県女性総合センター “ているる” 開館 ・那覇市立大道幼稚園が県内初「男女混合名簿」導入	
1997 (H9)	・那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向け提言」 3/4 ・日本国憲法 50 周年記念 市民女性学'97 特別公開講座 沖縄県女性総合センター「ているる」にて開催 4/20 ◆講師：バアテ・シロタ・ゴードン	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立 ・「労働基準法」成立	
1998 (H10)	・組織改編(室長、主査2人、主事の計4人) 4/1 ・「第2次那覇市女性行動計画(なは男女平等推進プラン)」策定 9/20 ・「なは男女共同参画都市」宣言 9/28 ・男女共同参画都市宣言フォーラムをパレット市民劇場にて開催 9/28 「女性政策新時代」 ―市民と行政のパートナーシップを求めて ◆講師：上野千鶴子さん ・なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発刊 9/28	・国際福祉相談所閉鎖に伴い、おきなわ女性財団が「ているる相談室」事業を引き継ぐ	
1999 (H11)	・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行	
2000 (H12)	・組織改編(室長、主査3人の計4人) 4/1	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定 (目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上)

年代	なは女性センターの歩み	国内・県内の動き	世界の動き
			・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択
2001 (H13)	・なは女性史(前近代編・戦後編)「なは・女のあしあと」発刊 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31 ・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編(室長、主査2人の計3人) センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 4/1 ・「なは女性センター」壺川ビル2階へ移転 8/18	・男女共同参画局(内閣府)及び男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「独立行政法人国立女性教育会館」設立	
2002 (H14)	・「那覇市女性行政推進委員会」を「那覇市男女共同参画行政推進委員会」に改称 4/1 ・「那覇市女性問題会議」を「那覇市男女共同参画会議」に改称 7/1 ・「女性行動計画」を「男女共同参画計画」に改称 7/1	・県女性相談所に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」(第2次)策定	
2003 (H15)	・「第2次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」10/23	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行	
2004 (H16)	・那覇市男女共同参画会議から答申「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」3/29 ・那覇市事務分掌規則を一部改正し、平和交流・男女参画課の分掌事務に「性の多様性の尊重に関すること」を追記 4/1 施行	・「DV防止法」改正	
2005 (H17)	・「那覇市男女共同参画推進条例」議会可決 3/23 ・「那覇市男女共同参画推進条例」施行 4/1 ・組織改編(室長、主査の計2人) 4/1	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)開催

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2006 (H18)	・組織改編により市民平和交流室と統合 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置 (室長、平和交流担当：3人、男女参画担当：主幹、主査の計6人) 男女参画グループ(主幹、主査)は本庁へ異動 4/1 ・なは女性センター10周年記念講演をパレット市民劇場にて開催 9/29 「なぜ、いま男女共同参画なのか？ ～一人ひとりの個性が輝くために～」 ◆講師：広岡守穂さん	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクシュアル・ハラスメント禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)
2007 (H19)	・組織改編(室長、副参事、主任主事の計3人) 4/1 センター非常勤職員8人(指導員5人、相談員3人) ・那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)策定に向けての提言」8/16	・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)策定	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)
2008 (H20)	・「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定 ・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) ・男女参画グループ(副参事、主任主事)が本庁から女性センターへ異動 ・男女平等週間企画講演会 ①「お父さんだって子育てしたい!!～こうしてパパは、育休を取った～」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：山田正人さん ②「これからの私の『働き方』『暮らし方』を考える講座」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：竹信三恵子さん	・「DV防止法」改正法施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (H21)	・組織改編(副参事、主査の計2人) ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24 (平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5)	・「育児・介護休業法」改正	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)

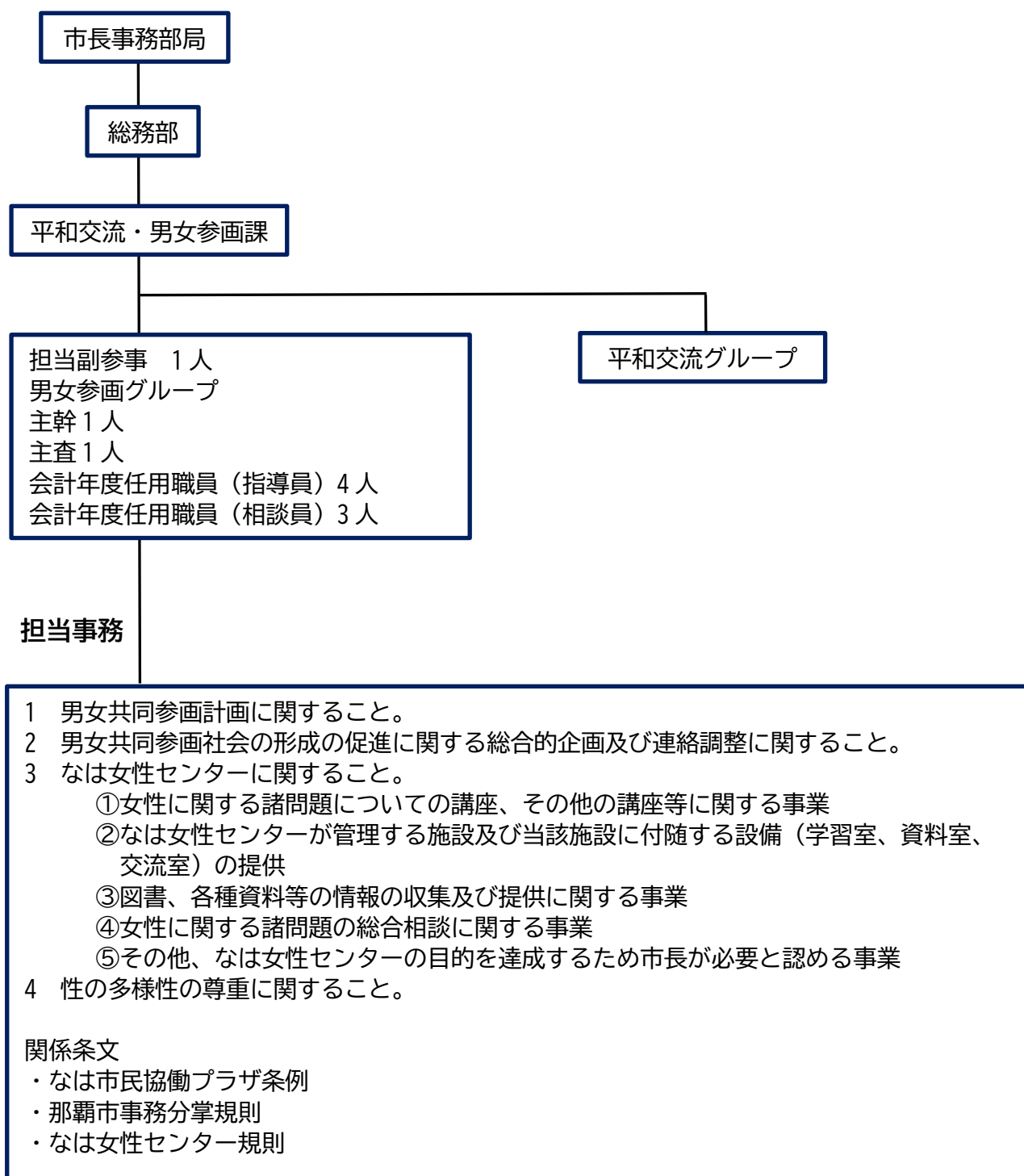
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
	- 平成 21 年度地域人権啓発活動活性化事業人権啓発講演会「性差を超えて未来をつくる～今こそ女性の出番～」をパレット市民劇場にて開催 3/11 ◆講師：堤未果さん		
2010 (H22)	- 組織改編(主幹、主査の計 2 人) 「組織改編自治体職員のための男女共同参画～ワーク・ライフ・バランスと男女の働き方～」を開催(内閣府の WLB 推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：権丈英子さん	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)
2011 (H23)	- 組織名称変更 平和交流・男女参画「室」から「課」に組織改編 「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学 10 校で開始		- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足 - 第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(カンボジア)
2012 (H24)	- 住民生活に光をそそぐ交付金による意識啓発事業の実施 演劇集団 FEC 芸人あぎじゃび商店による公演会「DV はいらない!!」をパレット市民劇場にて開催 1/28 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定 3 月	「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 4 次)策定	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2013 (H25)	- 地域自殺対策緊急強化基金による庁内研修を実施 - プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんばす館前広場にて初開催(共催事業) 7/14	「DV 防止法」一部改正(法の適用対象拡大：生活の本拠を共にする交際相手を含む) 「ストーカー規制法」一部改正(電子メールの連続送信を、つきまとい行為に追加)	第 5 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(中国)
2014 (H26)	「もっと知りたい！^{わたし}女のからだ in 沖縄～上手に^{わたし}女のからだとつきあうために～」を、県立博物館・美術館講堂にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 2/8 - 新都心銘苅庁舎が平成 27 年 4 月 1 日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い条例や規則の一部改正 「なは市民協働プラザ条例」公布 9/30 「なは女性センター規則」公布 9/30 - 第 30 回うないフェスティバル(※1985 年から開催の歴史に幕) 那覇市長に城間幹子 (H26.11～R4.10)	「パートタイム労働法」改正 「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等(「間接差別禁止」の対象範囲の拡大)」施行	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2015 (H27)	・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「もっと知りたい！女 ^{わたし} のからだ in 沖縄～自分のからだとココロを大切にするために～」を、那覇市職員厚生会厚生会館にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 5/30 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表 7/19 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学全 17 校で開始	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布(翌年、全面施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・UN Women(国連女性機関)日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択
2016 (H28)	・琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」を締結 4/14 ・「那覇市パートナーシップ登録」開始 7/8 ・なは女性センター20 周年記念シンポジウム「レインボーなは ～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館にて開催 11/12 ◆基調講演 講師: サブリナ・シズエ・マッケナさん ◆パネリスト: 遠藤まめたさん 砂川秀樹さん 高倉直久さん 城間幹子市長 ◆コーディネーター: 矢野恵美さん ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12 月	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	
2017 (H29)	・那覇市男女共同参画会議へ諮問「第 4 次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)への提言について」11/30 ・「男女共同参画研修参加費補助金」事業開始	・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ・那覇市教育委員会が「学校における LGBT への配慮に関する指針」を策定 12 月 ・「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定	
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・那覇市立小中学全 53 校で「男女混合名簿」を導入	

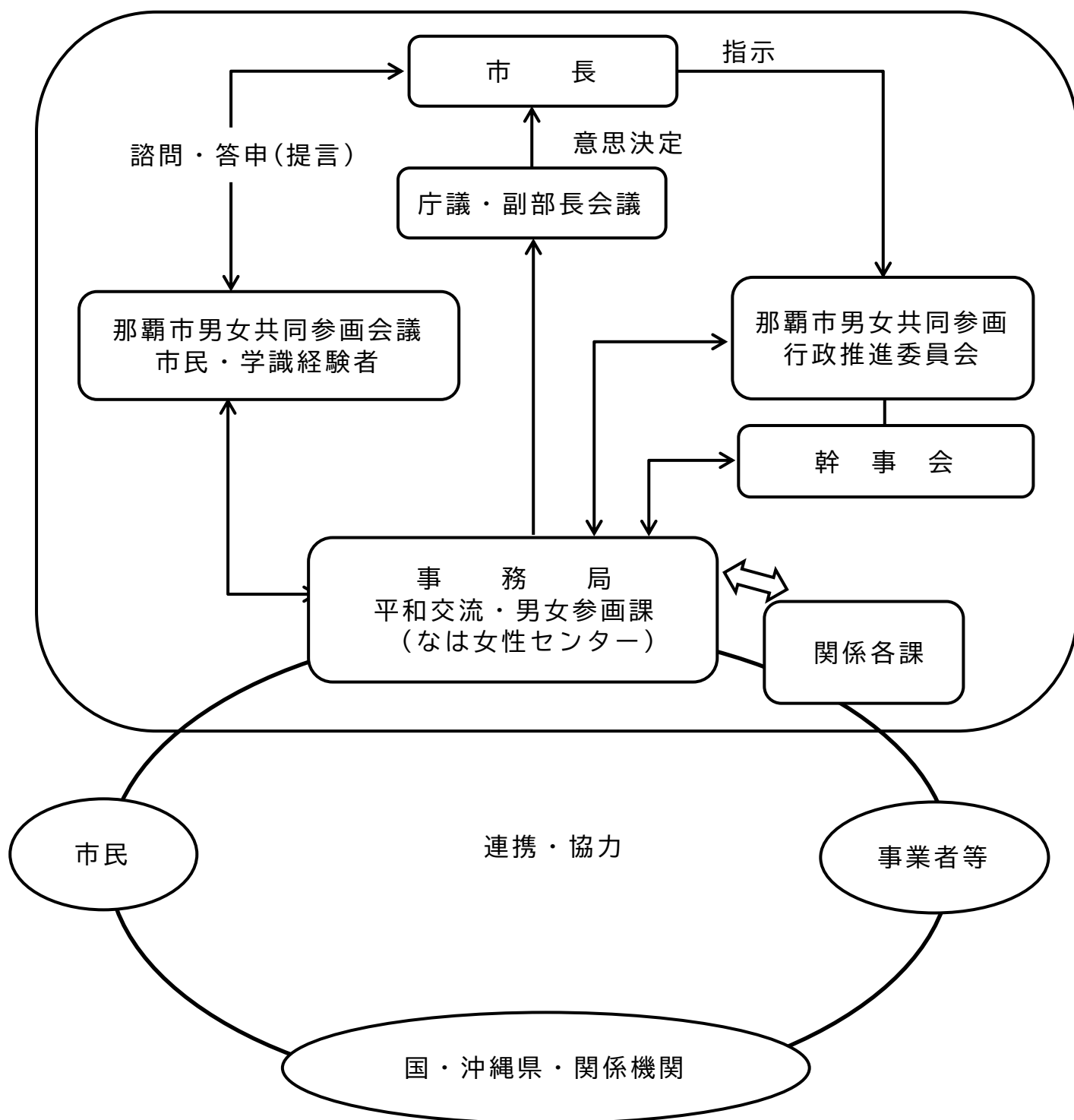
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2019 (H31 /R1)	・組織改編(担当副参事、主幹、主査の計3人) 4/1 ・那覇市男女共同参画会議から「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)策定に向けて」の提言 7/11 ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」策定 12月	・児童虐待防止法(体罰の禁止を明文化)及び児童福祉法改正(翌年、施行) ・沖縄弁護士会による全国初のレインボー宣言 3/20 ・「学校におけるLGBT等への配慮に関する指針」改正 4月 ・「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター(with you おきなわ)」が年中無休(24時間体制)での対応に変更 8/20 ・「女性活躍推進法」改正	・G20 大阪首脳宣言
2020 (R2)	・新型コロナウイルス感染症対策のため、担当副参事が健康部と兼任 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、なは女性センター臨時休館 (4/7～6/15) ・特別定額給付金の申請サポート会場として同センター学習室を貸出(5/25～6/12) ・緊急事態宣言を受け、同センターの学習室を利用制限(8/3～9/8) ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館 (1/21～2/26)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 ・ピンクドット沖縄が一般社団法人化	・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))
2021 (R3)	・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館 (5/25～9/30) ・なは女性センター25周年記念座談会「女性センターの果たしてきた役割、そして、これからを考える」10/1 ◆パネリスト：高里鈴代さん 宮城晴美さん 山城紀子さん	・「育児・介護休業法」改正(男性の育児休業取得促進等) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)	
2022 (R4)	・パートナーシップ登録の要件として「戸籍上の同性」から「2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)」に要綱改正 4/1 ※成年の年齢が20歳から18歳へ改正されることに伴い、パートナーシップ登録も18歳より可能	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」成立(R6.4.1施行) ・民法一部改正(成年年齢関係)4/1 ・「AV出演被害防止・救済法(AV新法)」施行 6/23	

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
	・「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ拡充 10/1（2人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録） ・なは女性センター開館 26 周年特別講演「沖縄、若年妊娠・出産を考える」を沖縄大学にて開催 10/1 ◆講師：上間陽子さん ・ピンクドット沖縄 10 周年 11/20 ※パレード初開催（なは女性センター参加）	・「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定 ・沖縄県差別のない社会づくり条例施行（R5.4.1 施行） ※第 11 条、第 12 条は R5.10.1 施行	
2023 (R5)	・「第 4 次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第 2 次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」の中間見直し	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」において被害者保護を強化する改正 ・性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBTQ 理解増進法）」公布、施行	・ G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日本で初めて開催（栃木県日光市）
2024 (R6)	・那覇市女性デジタル人材育成支援事業実施 ・追悼シンポジウム「～もろさわようこが沖縄で育んだ『志縁』～」 ・デジタルサイネージを活用したパープルライトアップの実施（女性に対する暴力をなくす運動）	・沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度運用開始（R7.3.28 施行）	・女性差別撤廃委員会（10 月ジュネーブ）で 8 年ぶりに日本の「第 9 回定期報告」が審査された ・女性に関する ASEAN+3 委員会開催

(2) 令和6年度男女共同参画事業行政組織表

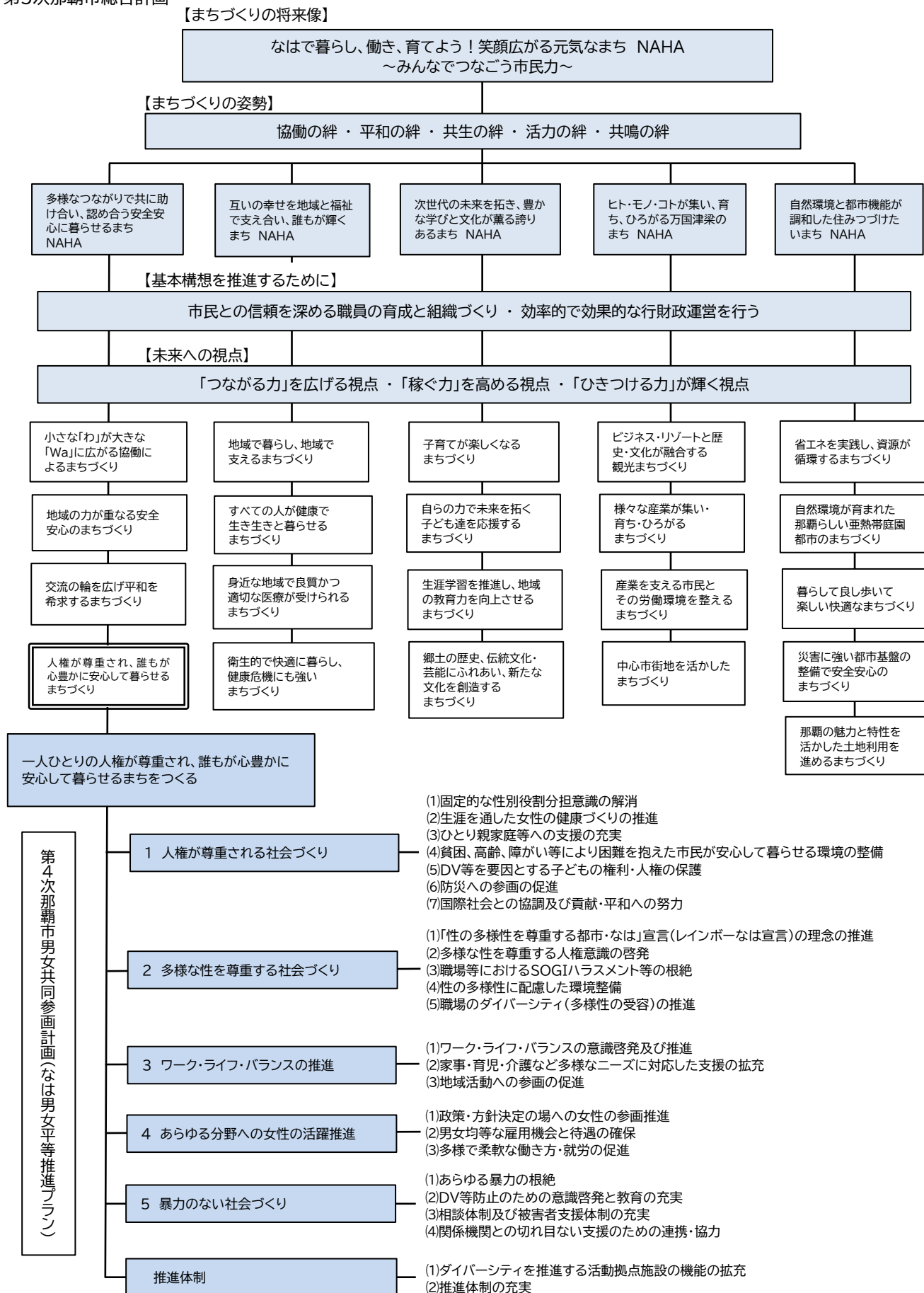


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和6（2024）年度決算（見込）

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	133	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	23,313	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・手話通訳・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	779	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	50	補助金
女性デジタル人材育成 支援事業	4,409	業務委託料
合 計	28,684	

5 令和6（2024）年度 事業概要

（１） 男女共同参画計画の推進に関すること

ア 男女共同参画会議の開催

市長の附属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

令和6年度は、第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理及び「那覇市性の多様性を尊重する条例（仮称）」について審議しました。

第1回参画会議 令和6年11月5日（火）

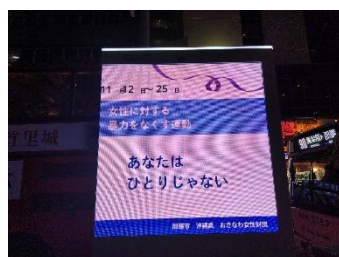
第2回参画会議 令和7年1月21日（火）

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成25年3月に策定した本計画は、DV被害者等の安全と安心に配慮し、総合的なDV対策を積極的に推進することを目的として策定されました。令和元年12月に「第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を「第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」の基本目標5「暴力のない社会づくり」として策定しました。

あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ために、互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、各所管課において具体的施策を実施していきます。

「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）では、「なは女性センターだよりNo.343」や内閣府からのポスターにて周知を図りました。また、那覇市国際通りにあるデジタルサイネージを活用し、パープル・ライトアップを通してDV等防止啓発活動を行いました。



また、「ダイヤルうない」でもDVについてのお電話で相談を受けるほか、DVで悩む方を支援するための情報提供を行っています。

<「思春期の心と体」のための意識啓発事業>

本事業は、市内公立中学全校を対象に、思春期の子どもたちのための「人間関係づくりを考える」プログラムです。子どもたちの力を信じて、問題解決能力を高めるCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の理念をベースに、自己コントロール感を得ることや人間関係のトラブルから自分を守る方法を学びます。

またロールプレイや話し合いを通して、自分の気持ちを率直に伝える方法や互いを尊重するコミュニケーションの方法を考えます。

参加人数：計 2,843 人（生徒 2,669 人、教職員等 174 人）



ウ 那覇市男女共同参画研修参加費補助事業

本事業は、男女共同参画に関する研修に参加する市民に対して研修参加費用の一部補助を行う事業です。

令和 6 年度 海外セミナー参加者（台湾）1 名



エ 令和 6 年度男女共同参画週間(内閣府主唱 6 月 23 日 ～ 29 日)の実施

男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成 11 年 6 月 23 日)を踏まえ、毎年「男女共同参画週間」は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める取り組みを行っています。

令和 6 年度のキャッチフレーズは、「だれもがどれも選べる社会に」が選ばれました。今年度は、なは女性センターにて「男女共同参画社会」について分かりやすくまとめたパネル展示と、「戦後 50 年おきなわ女性のあゆみ～21 世紀へのメッセージ～」の上映を行いました。



展示期間
6 月 17 日(月)～6 月 29 日(土)
(休館：6 月 23 日)

オ 第27回那覇市男女平等週間(9月20日～26日)の実施

沖縄の女性が初めて選挙権を行使した1945年9月20日を記念して、なは女性センターでは、平成10年9月20日～26日を「第1回那覇市男女平等週間」として以降、毎年、同期間中に社会のあらゆる分野で男女平等が確立できるよう、広報啓発事業を実施し、平成17年制定の「那覇市男女共同参画推進条例」において、毎年9月20日を含む1週間を「那覇市男女平等週間」と決めました。

令和6年度は、「沖縄県や那覇市における家庭や職場での男女の平等感などの状況」に関するパネル展を実施しました。また、見に来てくれた市民に興味を持ったパネルにシールを貼ってもらうなど、市民の皆さんにも参加していただきました。



カ 性の多様性の尊重に関すること

平成27年7月19日に「性の多様性を尊重する都市・なは」(レインボーなは宣言)を発表し、この宣言の理念に基づき、平成28年7月8日から「那覇市パートナーシップ登録」をスタートし、令和4年10月1日からは、二人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録する『那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録』へ制度を拡充しています。

市長がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿へ登録を行い、「登録証明書」及び「登録証明カード」を交付します。令和6年度の「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」は14組、抹消は2組でした。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
登 録	4 組	4 組	11 組	12 組	11 組	14 組	85 組 ※うち2組
抹 消	2 組	0 組	2 組	6 組	2 組	2 組	15 組

※ファミリーシップ登録組数

また、那覇市職員向けの「対応力向上のための性の多様性研修」では、「市民団体 沖縄ろう LGBTQ いるまんちゃん」様を講師として招聘し11月19日に実施しました。31人の職員が受講し、性の多様性を学ぶとともに市民サービスの在り方を見直すきっかけとなりました。

キ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月発行(年12回)し、下記の機関へ配布しています。

庁内各課、三支所(真和志、首里、小禄)、
公民館、図書館、児童館、公立こども園、
公私連携こども園、私立認可保育園、小中学校、
県内特別支援学校、民生委員、女性団体、
県内女性行政担当課、市内銀行本店窓口、他

なは女性センターHPからも
閲覧できます！



ク 図書の購入

	タイトル	著者/出版社	発行年
1	政治って、面白い！ 女性政治家 24 人が語る仕事のリアル	三浦 まり/花伝社	2023 年
2	妊娠を知られたくない女性たち 「内密出産」の理由	佐藤 拓代、他 3 名/ 日本看護協会出版会	2023 年
3	あたしは本をよまない	コウタリ リン/BL 出版	2023 年
4	彼女たち	桜木 紫乃/KADOKAWA	2023 年
5	母にはなれないかもしれない 産まない女のシスターフッド	若林 理央/旬報社	2024 年
6	モラハラ夫の精神的支配から抜け出す方法	福山 れい/日本能率協会 マネジメントセンター	2022 年
7	13 歳からの自分の心を守る練習	谷本 恵美/PHP 研究所	2024 年
8	なぜ男女の賃金に格差があるのか 女性の生き方の経済学	クラウドディア・ゴールディン/ 慶應義塾大学出版会	2023 年
9	結婚差別の社会学	齋藤 直子/勁草書房	2017 年
10	乳房のくにで	深沢 潮/双葉社	2022 年
11	赤い星々は沈まない	月吹 文香/新潮社	2024 年
12	こんな世の中に誰がした？ ごめんなさいと言わなくてもすむ社会を手渡すために	上野 千鶴子/光文社	2024 年
13	「烈女」の一生	はらだ 有彩/小学館	2024 年
14	なんでファラオは男なの？ 古代エジプト女王の源流を探索	山花 京子/新泉社	2023 年
15	不完全な司書	青木 海青子/晶文社	2023 年
16	ここにケガをしたら トラウマってなんだろう？	ブルスアルハ/ゆまに書房	2023 年
17	障害があり女性であること 生活史からみる生きづらさ	土屋 葉/現代書館	2023 年
18	夫婦別姓 家族と多様性の各国事情	栗田 路子 他 6 名/筑摩書房	2021 年
19	恋愛社会学 多様化する親密な関係に接近する	高橋 幸、永田 夏来/ ナカニシヤ出版	2024 年
20	障がい者専門風俗嬢のわたし	あらい ぴろよ/KADOKAWA	2025 年
21	恋愛結婚の終焉	牛窪 恵/光文社新書	2023 年
22	#生涯子供なし なぜ日本は世界一、子供を持たない人が多いのか	福山 絵里子/日経 BP	2024 年
23	マリリン・トールド・ミー	山内 マリコ/河出書房新社	2024 年
24	ジュリアンはマーメイド	ジェシカ・ラブ/ サウザンブックス社	2020 年
25	異性愛という悲劇	ジェーン・ウォード/太田出版	2024 年
26	世界を舞台に輝く 100 人の女の子の物語	エレナ・ファヴィツリ/ 河出書房新社	2021 年
27	フェミニズムに出会って長生きしたくなった。	アルテイシア/幻冬舎	2021 年

(2) 女性センター管理運営事業

ア 施設概要

- 設 置 目 的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。
(なは市民協働プラザ条例(平成26年条例第40号)第36条より)
- 所 在 地：那覇市銘苅2丁目3番1号 (なは市民協働プラザ1階)
- 建 物 の 概 要：構造 鉄筋コンクリート造 面積359.1㎡ (108.6坪)
- 開 設：平成8 (1996) 年10月1日
- 開 館 時 間：月～金曜日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時
- 休 館 日：日曜・祝日・慰霊の日 (6/23)・年末年始 (12/29～1/3)

イ なは女性センターの利用状況 (令和6年度)

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室 (子ども室)		交流室・資料室の 利用者数	来室者	相談室 (件数)			合計 (人数)
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数			電話	面接	法律相談 (弁護士)	
4	25	11	43	15.5%	40	242	56.3%	0	0	0	17	208	15	-	525
5	24	7	27	10.1%	35	193	50.7%	0	0	0	16	200	14	1	451
6	25	10	25	14.3%	37	251	52.9%	0	0	5	25	232	13	1	552
7	26	12	39	16.2%	41	235	55.4%	0	0	8	22	268	27	3	602
8	26	10	35	13.7%	32	188	43.8%	0	0	42	31	280	26	4	606
9	23	11	43	16.9%	38	281	58.5%	0	0	19	15	221	21	4	604
10	26	10	38	13.5%	38	220	51.4%	0	0	42	27	290	25	3	645
11	24	17	90	25.0%	29	214	42.6%	0	0	73	24	259	18	1	679
12	24	13	69	24.1%	28	253	48.3%	0	0	52	7	252	22	-	655
1	23	16	57	24.6%	35	236	53.8%	0	0	54	20	244	26	3	640
2	22	21	63	33.9%	33	267	53.2%	0	0	44	10	220	25	3	632
3	25	26	65	37.1%	46	292	65.7%	0	0	23	31	239	22	1	673
計	293	164	594	19.8%	432	2,872	52.1%	0	0	362	245	2913	254	24	7,264

※ 学習室の利用者人数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単元数)＋(土曜日開館日数×時間単元数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単元数)＋(土曜日間開館日数×時間単元数)}×100

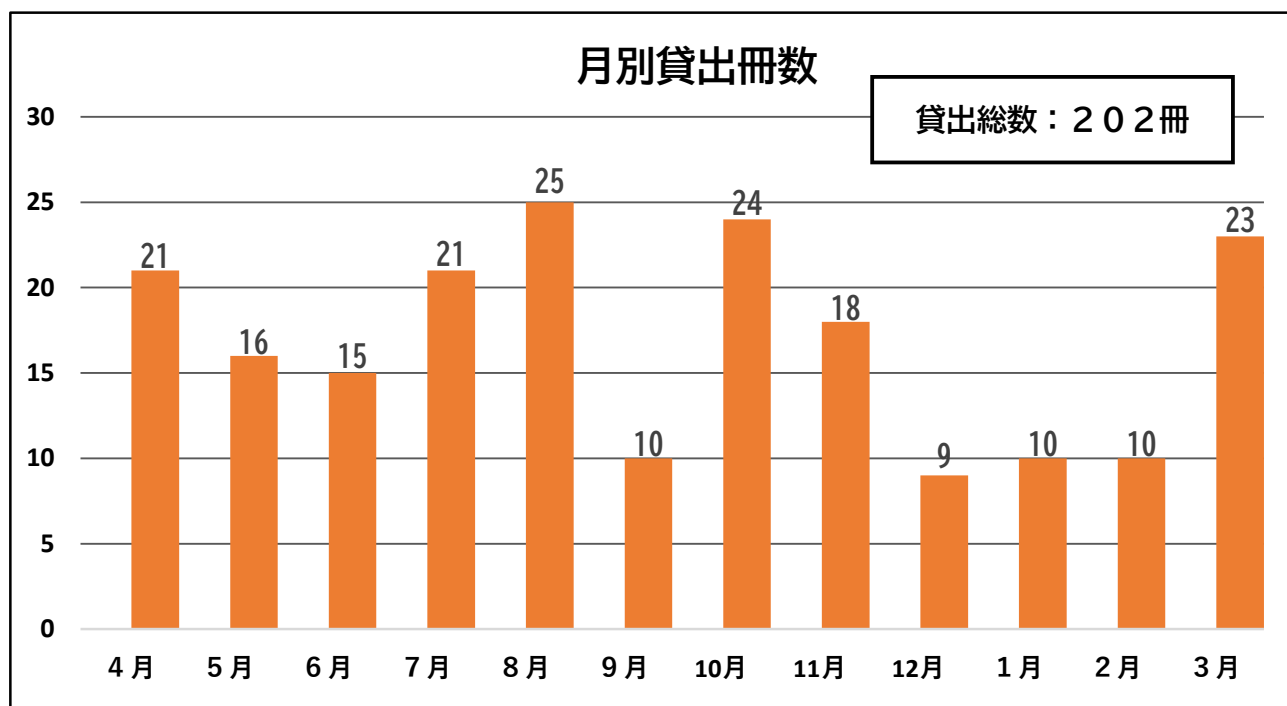
※ 時間単元数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出しているので「3」、土曜日は朝・昼の貸出なので「2」となる
ただし、工事等で利用不可日は時間単元数より差し引く

No.	名 称	カテゴリー	活動内容
1	混元太極拳	運動	太極拳を通して健康な体と心づくりをしています。一人ひとりが健康を意識することで、ボランティア活動にも積極的に参加できるよう務めています。
2	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら、身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行なっています。
3	おもろまち太極拳クラブ	運動	ゆったりとした運動で高齢者でもすぐに参加可能な太極拳で運動不足を解消。運動することで交流ができ、人と人との交流ができ、和気あいあいの輪が生まれる。運動をすることで、やりがい生まれ、ストレス解消にもなる。
4	でいご民謡サークル	民舞	健康作り、踊りの輪、人との和を地域に広げること。みんな笑顔で楽しく踊ることや人との交流を大切にして、地域の活動にも参加しています。
5	沖楽会 トーンチャイムサークル	音楽	県外出身女性の会「沖縄を楽しむ会」（沖楽会）からメンバーを募り、ハンドベルの一種「トーンチャイム」の練習に励む。演奏を通して音楽に親しみ、会員同士の交流も深めるとともに、情報交換を行う。
6	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
7	好好朋友	学習会	中国語の学習を通して会員の生きがいづくりを推進する。
8	市民団体 ていーだあみ	学習会	セクシュアリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信する団体です。レインボー交流会の開催、性の多様性に関する講演、研修等の実施、行政機関の施策相談、相談員養成ほか、性の多様性尊重の社会形成にかかわること。
9	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話で交流会、情報交換などを深める。今後は手話教室や相談室を催す予定。
10	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現を目指し、女性が真に輝く社会を築くための活動。男女共同参画社会づくりを目指す勉強会、研修会を行う。会員相互の親睦と情報交換会。行政に対する要請活動など。
11	日本語サークル どうしぐわー	学習会	在住外国人と日本人、多様なバックグラウンドを持つ市民が対等に出会い、相互理解・交流を深める場合は、多文化共生のまちづくり、誰もが笑顔で安心して暮らせる地域づくりにつながる。
12	ACA なは女性ミーティング	学習会	ACA（アダルトチャイルドアノニマス）は、子どもの時期をアルコールの問題やその他の機能不全のある家庭で過ごした女性が定期的にミーティングを開催し、分かち合いの時間をもっている。
13	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げていく。
14	水彩画サークル タッチ	美術	「水彩画」に魅力を感じたシニア女性たちが描き方のコツや透明感のある仕上りの方法を模索し、集1回集まり練習をしている。交流を深め楽しい人生を過ごすことを目指している。
15	ヨガ棒サークル JOY	運動	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすために、ヨガ棒を使って、首、肩まわり、股関節などを緩めるストレッチを行いしなやかで柔軟な体づくりを行う。

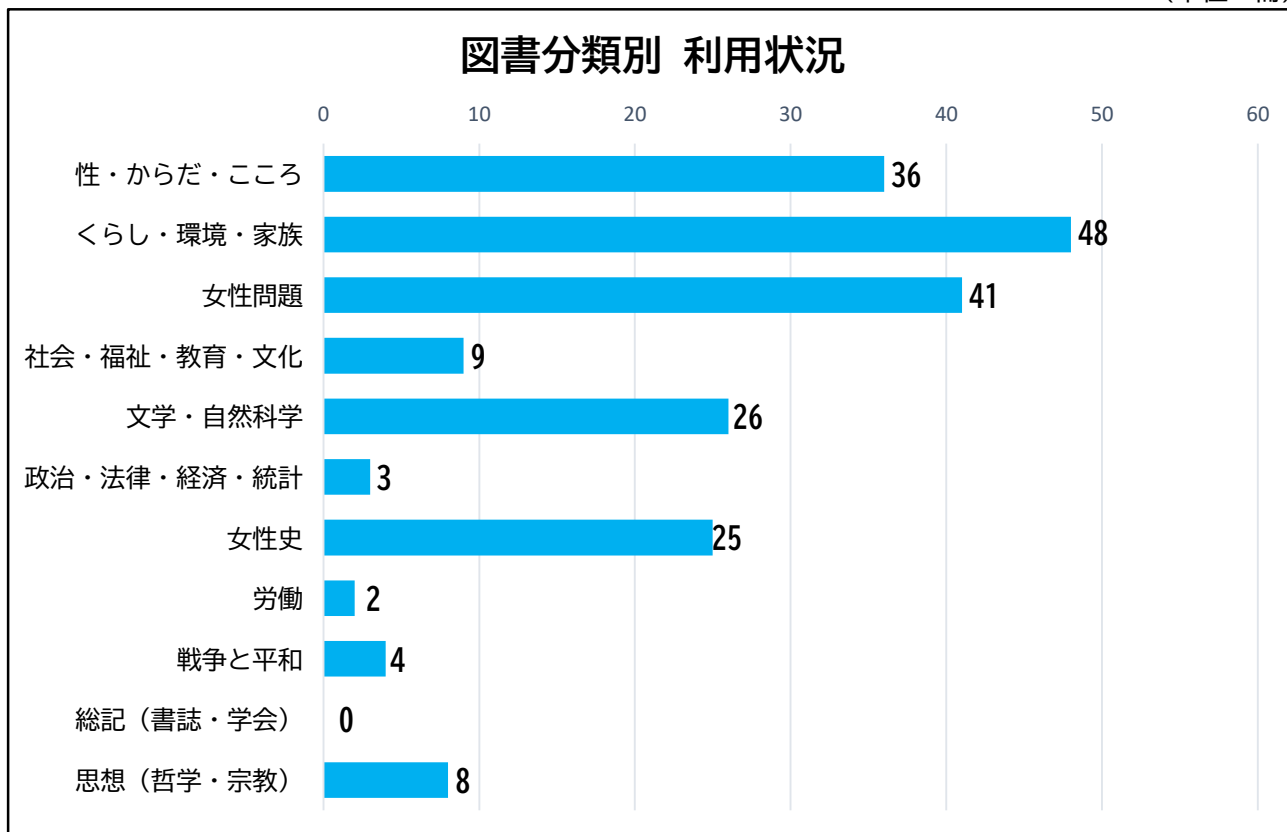
ウ なは女性センター蔵書利用状況（令和6年度）

図書・情報コーナーでは、図書の貸出や各種資料の閲覧ができます。
図書の貸出は、一度に2冊まで（期間は2週間）、資料については閲覧のみです。

（単位：冊）



（単位：冊）



相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるよう一緒に考えます。

- 電話・面接相談（要予約） → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談（予約制） → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望あれば随時

《 令和6年度実績 》

（単位：件）

受付件数				
電話相談		面接相談		
初	再	初	再	同行
173	2,740	45	170	39
2,913		254		
3,167				

（単位：件）

時間帯	9時～12時	13時～17時
	1,443	1,724

（単位：件）

受信対応件数	2,913
応答器対応件数	5,715
全着信件数	8,628

《 主訴別相談状況 》

（単位：件）

内容		1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
		人生	家族	夫婦	人間関係	健康・性	LGBTQ	職業	金銭暮らし	その他	
性別	女	548	231	446	630	276	114	126	234	505	3,110
	男	11	5	7	5	3	3	0	11	12	57
合計		559	236	453	635	279	117	126	245	517	3,167

（単位：件）

暴力相談件数	358
内DV	290

（単位：件）

法律相談件数	24
面接相談予約システム	7

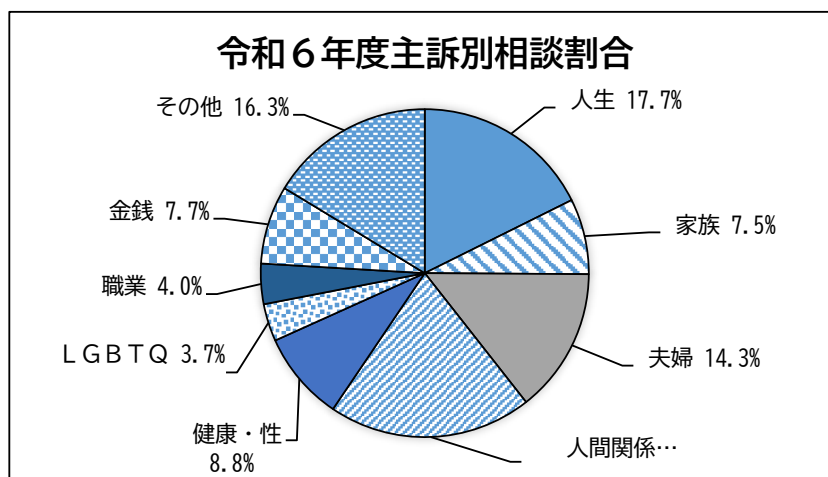
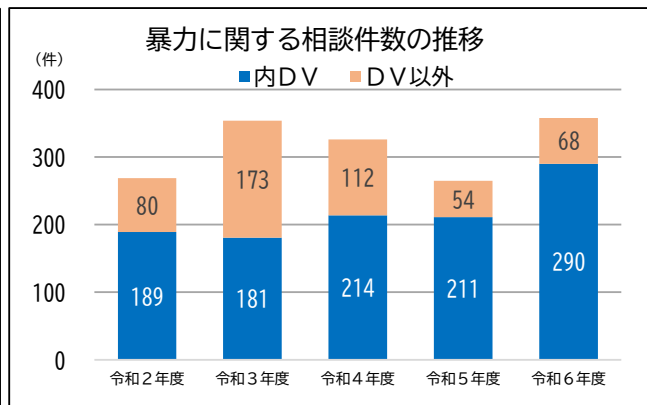
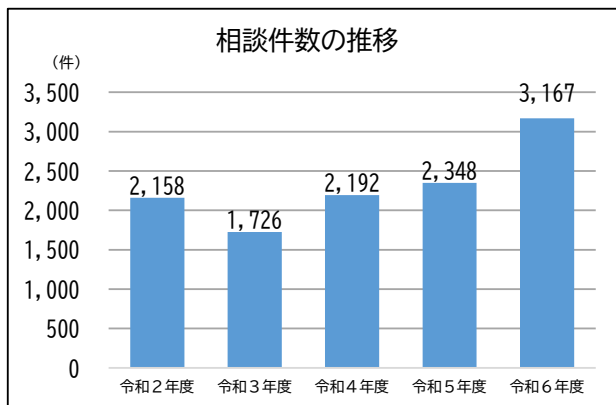
《 紹介先・同行先 》

紹介先	①裁判所	0	⑦医療機関	1	⑬市民生活安全課	11
	②警察	3	⑧社会福祉協議会	0	⑭那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター	1
	③女性相談／県福祉事務所	2	⑨地域保健課（保健所）	5	⑮他自治体（女性相談員）	11
	④児童相談所	0	⑩保護管理課	5	⑯その他	27
	⑤ていする	3	⑪こどもみらい部	4		
	⑥法律機関	20	⑫那覇市母子生活支援センター「さくら」	2		
	⑯その他の内訳 那覇市（ハイサイ市民課/市営住宅課/国民健康保険課/障がい福祉課/中央公民館）/ いのちの電話/よりそいホットライン/こころの電話相談/精神救急医療情報センター/ 沖縄県ひきこもり専門支援センター/愛さん会/沖縄県医療安全相談センター/しののめケアハウス/ さぽーとせんたーiから/山城夜間中学校/生活支援給付金専用コールセンター/ なはし創業・就職サポートセンター/地域包括支援センター/がじゅまる沖縄/ソーラナ/ 子ども若者みらい相談プラザsorae/なは女性センターサークル					
同行先	那覇市（こどもえがお相談課/子育て応援課/ハイサイ市民課/障がい福祉課/市民税課/ 市民生活安全課/学務課/保護管理課/市営住宅課）/那覇市母子生活支援センター「さくら」/ 精神保健福祉相談室/那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター/ 那覇警察署/県営住宅供給公社/弁護士事務所/法テラス沖縄/那覇家庭裁判所/中学校/医療機関					

相談件数の推移（主訴別）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
人生	149	6.9%	94	5.4%	170	7.8%	371	15.8%	559	17.7%
家族	168	7.8%	190	11.0%	193	8.8%	185	7.9%	236	7.5%
夫婦	329	15.2%	305	17.7%	392	17.9%	333	14.2%	453	14.3%
人間関係	586	27.2%	310	18.0%	378	17.2%	542	23.1%	635	20.1%
健康・性	287	13.3%	301	17.4%	242	11.0%	207	8.8%	279	8.8%
LGBTQ									117	3.7%
職業	11	0.5%	32	1.9%	88	4.0%	66	2.8%	126	4.0%
金銭	37	1.7%	10	0.6%	13	0.6%	20	0.9%	245	7.7%
暮らし	132	6.1%	70	4.1%	100	4.6%	101	4.3%		
その他	459	21.3%	414	24.0%	616	28.1%	523	22.3%	517	16.3%
合計	2,158	100.0%	1,726	100.0%	2,192	100.0%	2,348	100.0%	3,167	100.0%

暴力相談件数	269		354		326		265		358	
内DV	189	70.3%	181	51.1%	214	65.6%	211	79.6%	290	81.0%
DV以外	80	29.7%	173	48.9%	112	34.4%	54	20.4%	68	19.0%



オ なは女性センター講座一覧（令和6年度）

（単位：人）＊（）内のこどもの数は内数です。

	講座名	講師	開催日時	参加人数	うち男性参加	保育	手話通訳
1	沖縄女性史から「トートーメー（位牌）」継承問題を考える	沖縄女性史家 宮城 晴美	6月8日（土） 14:00～16:00	41	6	0	0
2	「思春期」のこどもに伝える ～親しい人との関係づくり～	おきなわCAPセンター 奥間 智香枝 井形 陽子	7月20日（土） 14:00～16:00	12	0	0	0
3	追悼シンポジウム もろさわようこが沖縄で育んだ「志縁」	沖縄女性史家 宮城 晴美 「志縁の苑」評議員 源 啓美 信濃毎日新聞記者 河原 千春	8月10日（土） 14:00～16:00	65	3	0	0
4	女性のための心とからだのセミナー 女性の健康とライフサイクル ～更年期 ホルモンのゆらぎに向き合う～	OIST/HerLifeLab(株)CEO オリガ・エリセーバ	9月7日（土） 13:00～15:00	40	0	0	0
5	男性のための介護講座 ～介護に備えて～	ケアプランもくれん主任介護支援専門員 米城 智淳 沖縄福祉保育専門学校 学校長 諸見里 安知	9月28日（土） 13:00～16:00	33	24	0	0
6	こどもの「権利」とヤングケアラー ～私たちにできること（入門編）～	おきなわCAPセンター 上野 さやか 三枝 菜美子	10月19日（土） 9:30～11:30	12	3	0	0
7	パパは美容師 ～こどものヘアアレンジ講座～	ビューティーモードカレッジ 渡久地 政一郎	11月30日（土） 10:00～12:00	33 (14)	12	0	0
8	ゴージャス理枝が貧困を切る！ ～食料支援から見える沖縄の困窮～	女性を元気にする会 ゴージャス 理枝 まつ毛 美紀	12月7日（土） 14:00～16:00	37	4	0	0
9	アルコール依存症について知ろう！ ～支援と回復の道しるべ～	内科医/アルコール・ギャンブル 依存症専門医 犬尾 仁	12月12日（木） 18:00～20:00	28	7	1	0
10	法律入門講座「離婚」を考えている あなたへ～法律の基礎を学ぶ～ 第1回子育て中の方のための基礎講座 第2回中高年期の方のための基礎講座	うむやす法律会計事務所 弁護士 野崎 聖子	2025年 1月18日（土） 14:00～16:00	19	1	3	1
			2月15日（土） 14:00～16:00	30	1	1	0
11	心とからだのリフレッシュ！ “気力・集中力”アップ！のための メンタルトレーニング	沖縄女子短期大学講師 石垣 愛一郎	1月25日（土） 14:00～16:00	15	1	1	0
12	デジタル性犯罪について知ろう!! ～被害を未然に防ぐための実例と知識～	Office teru sun 代表 山田 照子	2月1日（土） 14:00～16:00	27	1	0	0
13	「冷え」からの解放 ～筋肉量UPトレーニング～ ◆夜の部 / ◆昼の部	健康運動指導士 高良 順子	3月12日（水） 19:00～20:30	19	0	0	0
			3月15日（土） 14:00～16:00	25	0	0	0

なは女性センター講座2024



沖縄の「伝統文化」の一つに、琉球王府の「門中制度」に結びついたトートーメー（位牌）継承の慣習があります。もともと士族層の祖先崇拝に根ざした慣例ですが、現在では過去の身分を問わず清明祭や旧盆などの行事をとおして、家族・親戚の交流を深める拠り所にもなっています。

しかし、生活環境やライフスタイルの変化に伴い、いろいろ課題も出てきました。

本講座では、女性の視点から「トートーメー」の歴史をひもとき、課題をどう乗り越えるか、沖縄女性史家の宮城晴美さんに語っていただきました。

日時：2024年 6月8日（土）
午後2時～4時

みやぎはるみ
講師：宮城 晴美さん（沖縄女性史家）
会場：なは女性センター講堂（なは女性センター1階）
お費用：団体のみなさん 1人 500円（当日現金で受付）
お申し込みは、なは女性センター（なは女性センター1階）または、電話（098-864-1111）まで。

【お問い合わせ先】
なは女性センター（なは女性センター1階）
TEL 098-864-1111 FAX 098-864-1112

■開催日：令和6年6月8日（土）午後2時～4時

■講師：宮城 晴美 さん（沖縄女性史家）

■対象者：関心のある方

■参加人数：41人（女性35人/男性6人）

■一時保育：なし

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・「永代供養」について前向きに考えたいです。（40代）
- ・沖縄の家族や社会問題のあり方について理解したうえで、誰に対しても平等な価値観や態度を持つことにつなげたい。（50代）
- ・子どもや知人、親戚と情報を共有し、家のことを考える際の参考にさせていただきます。（60代）
- ・トートーメーについての考え方を学び、実生活でどう活かすか考えていきたい。（60代）
- ・選択肢はいろいろある。決定するのは自分だと勇気づけられた。（60代）
- ・昔の伝統行事にこだわることなく、皆で話し合い良いようにできるのでは。（70代）

●講座担当から

「トートーメー（位牌）」の継承から「女性が排除される」という問題は、「男女平等」に反しているのではないのでしょうか。この問いについて、沖縄女性史家の宮城晴美さんを講師にお迎えして、講座を開催しました。

講座は、トートーメーが15世紀に中国から琉球王朝に「直輸入」され、伝わって来たことから始まりました。琉球王国時代の士（サムレー）の「家」や「門中」の考え方についての説明のほか、廃藩置県、明治時代、アメリカ世、さらには1980年代の各地で開催されたシンポジウムを機に女性たちが声を上げ、連帯の輪が広がっていった現代まで、時代とともに住民に受け継がれてきたトートーメーについて学びました。

「トートーメーにまつわる今後の課題」※抜粋

【男性の場合】長男であるため、進学や就職で県外に出してもらえないことがある。

【女性の場合】親の位牌が継げず、財産をもらえないことがある。

【夫婦の場合】男児が生まれないと、養子にする予定の親戚の男子の学費援助などをしなければならないことがある。

質疑応答では多くの質問がありました。宮城さんは「トートーメーや財産の継承を長男にこだわることで、家族の誰かが苦しむことになります。子や孫に負担を継承しないために家族の話し合いが大切なのです」と明快に話してくださいました。トートーメー等に関する行事について家族で、話し合うきっかけにしてみたいはいかがでしょう。

なほ女性センター 講座2024

「思春期」のこどもに伝える 親しい人との関係づくり ～「思春期の心と体プログラム」から学ぶ～



思春期は人生の中で最も大切な時期です。心と体の両面から成長を遂げるこの時期、親しい人との関係づくりが非常に重要です。本講座では、思春期のこどもに伝えるべきメッセージや、親しい人との関係づくりのヒントを提供します。



日時：7月20日(土) 午後2時～4時

講師：おきなわCAPセンター 奥間 智香枝さん・井形 陽子さん

会場：なほ女性センター 第2学習室 (おきなわ総合プラザ1階)

対象者：思春期を迎えるこどもの保護者・教職員・関心のある方

定員：30人 (事前申込制)

参加費：無料 (おきなわCAPセンター 入館料は別途必要です。)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

お申し込み・お問い合わせ：おきなわCAPセンター 受付 (095-951-3203)

進学や入学に合わせ、これまでとは異なる交友関係ができてくるこどもたち。LINE、InstagramなどのSNSを使う機会も増え、日々のこどもの様子に周囲のおとなも気になることが増えてきます。

また、親しい関係の中で、相手を束縛したり、行動を制限したり監視する行為が行き過ぎて、トラブルに発展してしまうこともあります。このようなことが付き合っている関係性の中で起こること、それを「デートDV」と言います。

この「思春期の心と体」プログラムでは、さまざまな場面から思春期に起こりうるトラブルを回避するためのヒントを提供し、こどもたちが自ら自分の心と体を守ることができるよう考えていきました。

お互いに尊重し合える対等な人間関係を築いていくために、中学校で実施しているプログラムを通して、おとなができることを一緒に考えてみました。

■開催日：令和6年7月20日(土) 午後2時～4時

■講師：奥間 智香枝 さん・井形 陽子 さん (NP0法人おきなわCAPセンター)

■対象者：思春期を迎えるこどもの保護者 教職員・関心のある方

■一時保育：なし

■参加人数：12人(女性12人/男性0人)

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・子ども達からの感想を読み、子ども達の気持ちに伝わる(入りこむ、感じる)内容であることを強く感じました。(30代)
- ・日々バトルの繰り返しなので、大人も何度も講座をうけて、スキルアップする必要があると思います。聞かたびに気づき(思い出!?)があります。(40代)

●講座担当から

那覇市内の公立中学校の1年生を対象に実施している「思春期の心と体プログラム」の紹介と思春期のこどもにおとなの立場からどう関わっていくのがよいのか、おきなわCAPセンターの奥間さんと井形さんにお話しいただきました。プログラムでは、様々な人間関係(友人、先輩、後輩、親、恋人など)での悩みや困り事に自分がどういう気持ちでいるのかに気づき、それが自分だけではなく、同じように悩むこどもたちがいること、その心の葛藤や不安についてこどもたちへ伝えたい内容が凝縮されています。

心もからだも大きく変化していく思春期に、こどもたちはとまどうことも多くなります。本当の自分はどんなだろうと新たに広がる人間関係や特別な関係の中で、自分自身の権利も大切に、相手も大事にできる関係性について考え、人の心と体を傷つける、暴力とはどういうことを指すのかを学びます。

また、自分の親しい人との関係の中でイヤだなと思うことがあっても、そのことを相手に伝えられないなど、「いつも思い通りにする人」と「いつも我慢する人」と役割が決まっている関係は、力の差があるところで起きやすく、身体をたたかとか、言葉や心理的な暴力も、安心できる関係とは言えないため、恋人だったり、友人だったり、何か違うなと感じるときは、友人や誰かに相談してもいいんだよと、そして自分の気持ちを大事することを丁寧に伝えていただきました。

プログラムの終了後に設けられたトークタイムに、誰にも話せなかったと相談をしてくる子もいます。話をしてくれたこどもに対して、おとなはアドバイスしたくなるのを抑えて、だまって子どもの話を「聴く」ことがとても大事だそうです。ただただ、聴くだけでサポートになる、そして話してくれてありがとうと伝えることだそうです。

受講者からのアンケートには、「子どもとの関わりだけでなく、すべての人間関係に通じる、大事な事が学べました」との声も寄せられました。おとなの人間関係でも参考になるヒントがたくさんあり、充実した内容の講座でした。

なは女性センター講座2024



生涯を通して「戦争、おんな、沖縄、部落差別」の課題を追求し続けてきたもろさわようこさん。2024年2月29日に逝去されました。99歳でした。

もろさわさんは、日本の女性史をジェンダーの視点で編み直した先駆者です。2023年8月に出版された、『沖縄ともろさわようこ 女性解放の原点を求めて』の編者である源啓美さんと河原千春さん、沖縄女性史研究家の宮城晴美さんのお三方に、「もろさわようこが沖縄で育んだ『志縁』」について語っていただきました。

■開催日 : 令和6年8月10日(土) 午後2時～4時

■講 師 : 宮城 晴美 さん (沖縄女性史家)
源 啓美 さん (「志縁の苑」評議員)
河原 千春 さん (信濃毎日新聞 記者)

■対象者 : 関心のある方

■参加人数 : 65人 (女性62人/男性3人)

※オンライン受講34人

■一時保育 : なし

■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・「女が差別されている時は男も差別されている」の言葉に、しなやかに社会に向き合っている人たちがここにもいるんだなあと、励まされました。(40代)
- ・自分自身を内省し励まされる企画でした。私も「志縁」のつながりを模索しながら自分を鍛えたいと思います。(50代)

●講座担当から

女性史研究家のもろさわようこさん(1925～2024年)が、沖縄で感じ、考えたことをまとめた書籍『沖縄ともろさわようこ 女性解放の原点を求めて』が2023年8月に出版されました。この本の編者である、源啓美さんと河原千春さん、そして、沖縄女性史家の宮城晴美さんをパネリストに、もろさわさんの生涯を振り返り、彼女が沖縄で育んだ「志縁」についてお話をさせていただきました。

【河原千春さん】2013年5月、もろさわさんが88歳のとき、一般財団法人「志縁の苑」を立ち上げる時の取材で初めて出会い、2019年2月から「夢に飛ぶ—もろさわようこ、94歳の青春」の企画連載の初回では、沖縄の「志縁の苑うちなあ」を取り上げています。もろさわさんの仕事の意義の一つとして、「婦人」という言葉が女性を示す言葉として一般的に使われた時期に、蔑称だった「おんな」の視点をあえて打ちだして、女性差別を見据えたことを挙げました。

【源 啓美さん】「沖縄をいつも踏みつけてきた、ヤマトの側の人間」として、沖縄に行くことをためらっていたもろさわさんが、初めて沖縄を訪れたのは1972年、宮古島のウヤガン(祖神祭)でした。女たちが断食や山ごもりを繰り返し、神のよりましとなって、命がけで村人や島の幸いを祈る姿に「元始、女性に太陽であった」とする女性解放の原点を確信し、沖縄との関わりを深めるきっかけになったそうです。97歳のもろさわさんが体調を悪くして入院した時、源さんに「私にはまだまだやるべきことがある。今、死ぬわけにはいかない」と語ったこと等のエピソードを話してくれました。

【宮城晴美さん】沖縄の女性史研究は、先島諸島についての調査が少なく、もろさわさんの「与那国だより」によって「女性医介輔」がいたことを知り衝撃を受けました。「陸軍看護婦だった人」で「町長婦人」だった仲本トミさん(大正9年生)は、唯一の女性医介輔でした。もろさわさんが、直接現地に足を運び、旅行者ではなく、何日も滞在しつづけて、数年にわたって島の女性たちと交流し、信頼関係を築いていたからこそ、仲本トミさんの名前を歴史に刻むことができ、また、1948年に与那国町議会議員に女性が3人当選した背景について記録できたのだと思っています。と宮城さんは語りました。

女性のための心とからだのセミナー

女性の健康とライフサイクル

～更年期、ホルモンのゆらぎに向き合う～

女性にとって40代から50代は、職場や家庭で多くの役割を期待され、様々な悩みを抱えることが増える時期です。しかし、この時期は女性の身体も変化していきます。更年期障害などの健康の問題が出現し始める時期でもあります。

日本人女性は我慢強く「更年期障害」らしき症状が出てもクリニックに行かずやり過ごしたり、家庭や他人に相談することなく自分で解決しようとする傾向にあるのも特徴です。

今回、女性自身が女性特有の不調に向き合い、自身自身のライフサイクルを見つめ直す機会を創出いたします。ぜひご参加ください。

2024年
9月7日(土)
13:00～15:00

●対象者：関心のある方
●会場：(仮称)市民会館(仮称)市民会館
●参加費：無料
●申込：(仮称)女性センター(仮称)女性センター
●電話：090-1234-5678
※参加費：(仮称)女性センター(仮称)女性センター
※参加費：(仮称)女性センター(仮称)女性センター

主催：(仮称)女性センター(仮称)女性センター

女性にとって40代から50代は、組織の後輩の育成や責任あるポジションに就くなど職場にとって、なくてはならない人材であると同時に、家庭では親の介護にまつわる課題が浮上するなど、多くの悩みを抱える時期でもあります。

特に日本人女性は我慢強く「更年期障害」らしき症状が出てもクリニックに行かずやり過ごしたり、家庭や他人に相談することなく自分で解決しようとする傾向にあるのも特徴です。

女性自身が女性特有の不調に向き合い、家庭や社会、所属するコミュニティで「自身の体調不良」について話しやすい風土をつくり、当事者である女性自身が自らのライフサイクルを見つめなおす機会となりました。

■開催日：令和6年9月7日(土) 午後1時～3時

■講師：オリガ・エリセーバさん (OIST/HerLifeLab株式会社CEO)

■対象者：関心のある方

■参加人数：40人(女性40人/男性0人)

■一時保育：なし

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・更年期は恥ずかしいというイメージがあると話していましたが、一昔前の女性の生理を周りに話せない状況と似ているな—と思いました。(30代)
- ・ドクターなので難しい話なのかと思いましたが、ご自身の更年期経験や日常生活の話などを交えてフレンドリーなお話でリラックスして聞きました。(40代)
- ・更年期の症状が色々あることに驚きました。更年期は苦しいの時期の自分探しののだと感じました。(50代)
- ・日本以外の更年期に対するとらえ方や考え方がためになりました。女性が女性らしく男性社会に負けない社会になることを祈っています。(50代)

●講座担当から

オリガ博士は「世界的に女性の健康に関する知識や医学としての研究が圧倒的に不足している」ことや、アカデミックな世界においても女性の不調に対する知識や理解不足が顕著であることを自身の経験を交えてお話しくださいました。

一言で「更年期」といっても、物忘れが多い、記憶力が低下している、疲れやすい・・・等、なんと400以上もの症状があり、個々の症状においても不定愁訴が多種多様で単純な症状ではないことを説明しました。そして多くの女性たちが抱えている課題は「自分の健康について考える優先順位が一番低いこと」という現状があるとお話しされました。

これらの現状を踏まえて、具体的に更年期症状に向き合うには、

- ①OC(ピル)・・・女性のライフデザインを手助けする投薬治療
- ②HRT(ホルモン補充療法)・・・睡眠障害などの症状を緩和する

などの例を挙げて、更年期の症状を上手に乗りこなすための医療的アプローチをはじめ、ホルモンの揺らぎを感じている世代に有効な食事法や運動量などの説明をしました。

介護者の3人に1人は男性介護者となっています。
 (※「在宅介護実態調査の集計結果～第9期介護保険事業計画の策定に向けて～」：那覇市)

「仕事と介護が両立できる介護計画」を提供している「ケアプランもくれん」(居宅介護支援事業所)の米城智淳さんには、介護保険制度と介護サービスの活用法や認知症の基礎知識についてお話をいただきました。

また、学校法人大庭学園 沖縄福祉保育専門学校 学校長の諸見里安知さんには、両親の看取り介護の経験から「介護と人生」をテーマに、お話をいただきました。

親や配偶者などの介護に直面したとき、男性が介護とうまく向き合うために必要な心構えを介護のプロであるお二人に学びました。

日時：9月28日(土) 午後1時～4時
 会場：女性センター 学習室(那覇市読谷区) 1階
 定員：30名(先着順) 参加費：無料(お茶代別)

講師：米城 智淳さん (ケアプランもくれん 主任介護支援専門員・管理者)
 諸見里 安知さん (学校法人大庭学園 沖縄福祉保育専門学校 校長)

- 開催日 : 令和6年9月28日(土) 午後1時～4時
- 講 師 : 米城 智淳 さん (「ケアプランもくれん」主任介護支援専門員・管理者)
 諸見里 安知 さん (沖縄福祉保育専門学校 校長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 33人(女性9人/男性24人)
- 一時保育 : なし
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・親の介護をしていてワジワジすることも多いのですが、考えてみると、自分自身が疲れていて、心に余裕がなかったりする時にワジワジしていることに気づきました。親ではなく、自分の問題だと思いました。(40代)
- ・介護のプロから貴重な体験談やお話を聞けて有意義な時間でした。グループワークで色々な意見に出会えて良かった。(50代)

●講座担当から

参加者を1グループ4～5人の8つに分けて、グループディスカッションを行いました。グランドルールを共有し、自己紹介後に講座が始まりました。「男らしさ」「女らしさ」のワークでは、社会的、文化的制約のなかで刷り込まれてしまった「性別役割意識」の不自由な考えや価値観、意識を捨てて、新しく学び直すヒントとなりました。

【米城智淳さん】

介護は「他人の行為を助け、世話をすること」です。介護を行うにあたり「自分自身を大切にできないのは絶対ダメ！」だと参加者に熱く訴えていました。介護者が疲弊してしまったり、大切な親や配偶者などの要介護者も共倒れになってしまうかもしれません。介護のストレスからネガティブな思考になってしまいがちな時の対応として、「マインドフルネス瞑想」を参加者全員で体験しました。心がリラックスするのはもちろん、ストレス耐性が高まる効果もあるため、講師のお二人とも続けていらっしゃるそうです。半身麻痺を想定した参加者をベッドに寝かせ、要介護者の力を使って体位変換を指2本で行った講師の技術はマジックを見ている様でした。

【諸見里安知さん】

社会福祉を学び、30年以上にわたり介護現場や介護教育の仕事に携わり「介護はユーモア」だと語る諸見里さんに学びました。自分の親にこそ、冷静に「どのような人生を生きたかったの?」「何を望んでいるの?」等と、言葉をかけることが大事なのだと強く訴えていました。母親の看取り時に「やすとも、ありがとう」と言って千円札をもらった体験談では、亡くなる寸前まで子どものことを思っている母親の話に泣かされました。介護者は、自分自身を喜ばせる「モノ」や居心地のよい「場所」で過ごすなど、楽しみをちりばめておくこともポイントです。課題の一つひとつをグループで話し合い発表し、終始笑いの絶えない、和やかな雰囲気、あっという間の3時間でした。

なな女性センター 講座2024

こどもの「権利」とヤングケアラー ～私たちにできること～（入門編）

こども家庭庁のサイトにて「『ヤングケアラー』とは、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります」とあります。

2023年に発表された沖縄県ヤングケアラー実態調査でもヤングケアラーと思われる子が「やりたいことができない」「世話で感じるつらさ・ストレス」を抱えていることが分かりました。しかし家庭内のプライベートな問題であるため、本人にもその自覚がなかったり、知られたくない、相談できないなどのデリケートな部分が見え、一方で周囲のおとなも「家庭の問題に関わることの抵抗感」もあり、問題が表面化しにくいことが課題となっています。

本講座では、ワークショップを通してヤングケアラーの実態やその影響、こどもの権利を知ること、どのように関わっていけばよいかを考える機会となりました。

日時：10月19日（土）午前9時30分～11時30分

場所：なな女性センター学習室（なな市民会館2階）

講師：おきなわCAPセンター 上野さやかさん・三枝菜美子さん

定員：36人（申込先着順）

対象：18歳以上の女性

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

※定員・時間・場所などは、一部変更・中止の可能性があります。

- 開催日 : 令和6年10月19日（土）午前9時30分～11時30分
- 講師 : 上野 さやか さん・三枝 菜美子 さん（NP0法人おきなわCAPセンター）
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 12人（女性9人/男性3人）
- 一時保育 : なし
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・子供達目線で考えるワークショップが多く、その子の感情などを想像できた。（20代）
- ・自分に対しての自己肯定感が低いと思っていたのですが、それを変えたいと思いました。
- ・子供への対応の仕方を学び、聴く力、気づく力、寄り添う力を出したいと思いました。（50代）
- ・ヤングケアラーの支援団体は少ないので、CAPさんに敬意を表したいと思います。沖縄は離婚率がワースト1、先生方のメンタルの悪化もワースト1と聞きます。今後も沢山の子供達の援助に頑張ってもらえることを願っています。（50代）

●講座担当から

講座のはじめに「中高校生の頃、どんなお手伝いをしていましたか？」との質問に、各受講生より「ご飯作り」「洗濯」「皿洗い」などの答えが挙がりました。しかし、ヤングケアラーと思われる子については「この子がいないと生活が回らない程、大きな責任を伴っている。」それが過度になり、学業や余暇、健康、進路へ何らかの影響が見られるこどもは、令和4年度沖縄県ヤングケアラー実態調査結果では1.8%（19人に1人）だったとの説明がありました。

ワークショップでは、他のメンバーには分からないように役（人物像）が与えられ、テーマに沿って話し合いました。しかし、ヤングケアラーの役になった受講生は、なかなか言い出せず、それを見た他のメンバーも「どうしたのだろう」との声。ワーク後、それぞれの役の背景（家庭環境）を知ったとき、ヤングケアラーの子の置かれた状況に考え込む場面がありました。

「権利」＝「生きていくのになくてはならないもの」とCAPは言います。「権利」のうちCAPの理念である「安心・自信・自由」を紹介。「その子が『安心して、自信を持って、自由に生きる』ことができているのだろうか」という視点で「こどもの権利」を考える。そして、こどもと関わる時「（こども自身が）私は大切な存在」と認識できるように人権意識で接し、こども自身の中にある「エンパワメント」を信じ、その力を引き出すために「聴く」（「聞く」とは異なる）ことが必要。また一人で支援するのではなく「コミュニティ」の中で、多様な視点からヤングケアラーの発見・把握に努める大切さを伝えていました。

広報センター 連携2024

「イクメン」「カジダン」という言葉をよく耳にするようになりました。また、家事・育児に積極的な男性が増えると女性の社会進出や少子化対策に寄与することも分かりました。（※2021年育児介護休業法改正の背景）

そこで、男性の家事・育児への参画を促進するために、本講座では、多岐に渡る育児の中から「こどものヘアアレンジ」に挑戦しました。

「髪を結ぶ時の力加減が分からない」「三つ編みってどうやるの？」ちょっとしたコツを掴んで「ヘアアレンジができるパパ」を目指しました。

日時：11月30日（土）

午前10時～12時

会場：男女共生センター 学習室（佐野市役所隣接ビル1階）
対象：お父さん（こども3歳～10歳）
定員：15組（お父さん1名、お母さん1名、こども1名）※20名まで
※お母さんの参加は随時可、お父さんの参加は定員です。
※お父さん一人でも参加可。お母さん一人でも参加可です。
※お父さん一人でも参加可。お母さん一人でも参加可です。

講師：渡久地 政一郎さん
（専修学校ビューティーモードカレッジ）
専修学校ビューティーモードカレッジ（佐野市）

「イクメン」「カジダン」という言葉をよく耳にするようになりました。また、家事・育児に積極的な男性が増えると女性の社会進出や少子化対策に寄与することも分かりました。（※2021年育児介護休業法改正の背景）

そこで、男性の家事・育児への参画を促進するために、本講座では、多岐に渡る育児の中から「こどものヘアアレンジ」に挑戦しました。

「髪を結ぶ時の力加減が分からない」「三つ編みってどうやるの？」ちょっとしたコツを掴んで「ヘアアレンジができるパパ」を目指しました。

■開催日：令和6年11月30日（土）午前10時～12時

■講師：渡久地 政一郎 さん（専修学校ビューティーモードカレッジ）

■対象者：父親＋こども

■参加人数：33人（男性12人/こども14人/女性7人）

■一時保育：なし

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・土日の娘との遊びとして活かしたい。バレエに行く前のお団子作りにも！（30代）
- ・子どもとの時間が限られていることが（3年4ヵ月）が驚きでした。髪結びの時間も作ってこどもと過ごす時間を増やすよう意識しようと思いました。ありがとうございました。（40代）
- ・三つ編みは難しい！継続だと思います。「くるりんぱ」はコツを知れて上手く出来ました！（40代）

●講座担当から

「三つ編みってどうやるの？」「自分の娘の髪くらい結べるようになりたい」「いつも妻に任せっきりだったので」など“できるようにになりたいパパ”が集結しました。そして、パパと一緒にお子さんたちも参加です！もちろんママも隣で応援。

まず、講師より衝撃的な内容が！「生涯こどもと過ごせる時間 父親は【約3年4ヵ月】（※母親は約7年6ヵ月 ※講師資料より）。この数字に受講生たちからどよめきが起こりました。ならば、「こどもと一緒にいられる時間を楽しみましょう！」の一声から講座がスタートしました。

「10歳までのこどもの髪は油分が少ないので、丁寧にブラッシングをしてあげると艶が出ます」その他、シャンプーの仕方、前髪の作り方も学び、「まとまらない髪でもデザインの一部として楽しもう」と講師は楽しむことが一番と意気揚々と語ります。

後半は実技です。三色の毛糸を使っの三つ編みから練習。パパたちは講師の手元を見ながら、その器用さに感激しつつも、一生懸命自分の手を動かしています。三つ編みの次は、ポニーテール、お団子ヘア、三つ編みのお団子ヘア、編み込み、くるりんぱ。さらに、講師が髪を「ジグザグ」に分けたとき、パパたちから「わー」と歓声が湧き起こりました。しかし、はじめはおとなしく座っていたお子さんたちも動き始め、その動きに手間取るパパ。お子さんが飽きたのか髪を触らせてくれなくなり、代わりにママの髪で練習するパパ。微笑ましい光景であふれていました。

受講生から「三つ編み、難しい・・・継続ですね」という正直な声も挙がりながらも、「こどもと温かく楽しいヘアアレンジの時間を作っていきたいです」とお子さんとの触れ合いを楽しむパパが増える予感がする講座でした。

今年6月「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が成立しました。法の目的である「こどもの貧困の解消」を先駆けて取り組んでいる団体の一つに「困窮家庭への食料支援を続ける『女性を元気にする会』」があります。

代表のゴージャス理枝さんと副代表のまつ毛美紀さんは、「女性を元気にする会」を2015年に立ち上げてから活動を続け、さらに今年10月には、経済的困難を抱える母子家庭や女性が一時的に滞在し、自立支援を受けられる女性支援施設「ソーラナ」を開設しました。

本講座では、食料支援から見える沖縄の母子の現状について学び、「私にできることは何か？」を考え、動き始めるきっかけとなりました。

日時：12月7日(土) 午後2時～4時
場 所：なほ女性センター（那覇市美浜1-1-1）1階（那覇市美浜1-1-1）
定 員：36人（事前申込先着順）※ 希望の席は先着順です。
※ 1人1席（1人1席）の席をご用意しております。

講師：ゴージャス 理枝さん
「女性を元気にする会」代表
まつ毛 美紀さん
「女性を元気にする会」副代表

お申し込みは、お電話またはお申し込み用紙にてお申し込みください。
お申し込み用紙は、お申し込みの欄に記入の上、お申し込みください。
お申し込みの欄に記入の上、お申し込みください。
お申し込みの欄に記入の上、お申し込みください。

- 開催日：令和6年12月7日(土) 午後2時～4時
- 講 師：ゴージャス 理枝さん（女性を元気にする会 代表）
まつ毛 美紀さん（女性を元気にする会 副代表）
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：37人（女性33人/男性4人）
- 一時保育：なし
- 手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・お二人の行動力や発信力に感服です。沖縄全域の支援を安全運転で取り組んで下さい。（40代）
- ・お二人の前向きで素早い実践力に感銘を受けました。（40代）
- ・食料支援は、つながるためのきっかけづくりであり、最終的には、「女性の自立」と「負の連鎖を断ち切る」との力強いお言葉に元気をもらえました。（50代）
- ・ゴージャスさんの熱意と意欲が理屈を乗り越えて前進する姿に頭が下がります。（80代）

●講座担当から

「女性を元気にする会」代表のゴージャス理枝さんと副代表のまつ毛美紀さんのお二人に、困窮する母子世帯が「何に困っているのか」をお話いただき、参加者は「わたしに何ができるのか」について考える時間となりました。

エステサロンを営むゴージャスさんは、2015年に「女性を元気にする会」を立ち上げ、ヘアメイクや美容整体でリラックスしてもらうイベントを企画したところ、アイリストのまつ毛さんもゴージャスさんの活動に賛同し、ともに運営するようになりました。

サイズの合わない服を着ている子どもや靴底が取れたまま履いている子、おむつの使い回し、ミルクを薄めて飲ませている母親、ライフラインが止まっている世帯などの実態を目の当たりにした時、困窮世帯へ食料を届ける支援を一緒にやっていくことを決意したのです。

「食料支援は困っている家庭とつながるきっかけ」で、食料受け渡しの間に、DVやセクハラ、出産や子育て等のさまざまな困難に直面する女性の状況を聞き取り、行政や専門機関に繋ぐ支援も行っています。

同会は、2024年10月に、食料支援で出会った女性たちに、安全な住まいを提供し、自立に向けて一歩踏み出していける女性支援施設『ソーラナ』を開設しました。関係機関と連携しながら生活のサポートを行い、女性たちの自立につなげる支援を行います。

ゴージャスさんとまつ毛さん、お二人の行動力と情熱に圧倒されました。お二人は「誰かの人生を変えることのできる人」だと思いました。同じ時間を生きている者として知ったからには、私にできる解決策を探っていきたいと考えています。

なは女性センター主催講座

「アルコール依存症」について知ろう！

参加費 無料
～支援と回復の道しるべ～

沖縄県は人口10万人あたりのアルコール性肝疾患による死亡率が、男性20.6人、女性3.4人で全国ワースト1位です。また飲酒運転による死亡事故の件数など、様々なデータで国内有数の「酒害県」として認知されています。

アルコールがもたらす社会問題は、アルコール過剰摂取による事故、ケンカ、DV、性被害などを引き起こすリスクが高まります。依存症は老若男女、社会的地位など生活背景に関係なく誰もがかかり得る病気であること、専門の医療機関や支援機関につながればゆっくりではありますが、必ず回復する病気です。「風邪をひいたら暖かくして休む」と同じように「依存症になったら自助グループ」と、社会での理解を進めていく必要があります。

アルコール依存症が身近な問題である事を知ってもらおうと共に、関わり方について学んでみませんか？



【講師プロフィール】
犬尾 仁（いぬおに）氏
沖縄の心のケアセンター
センター長・内科医・アルコール・ギャンブル依存症専門医
専門医、日本アルコール病学会理事、日本アルコール病学会理事、日本アルコール病学会理事

◆日程：2024年12月12日（木）

◆時間：18時～20時

◆場所：なは女性センター（学習室）

◆対象者：関心のある方

◆定員：36人（事前申込先着順）



※市在住・在勤の方は一時保育・手話通訳が利用できます。12月6日（金）までに申し込みにください。

問い合わせ先：中心長 那覇市平和交流・男女参画課 なは女性センター
TEL: 098-951-3203 Email: ts-heidan002@city.naha.lg.jp

- 開催日：令和6年12月12日（木）午後6時～8時
- 講師：犬尾 仁 さん（沖縄リハビリテーションセンター病院内科医
アルコール・ギャンブル依存症専門医）
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：28人（女性21人/男性7人）
- 一時保育：1人
- 手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・正直、なんで酒くらいやめられないんだっていう気持ちでした。でも、ガンになった人に「なんでガンになったんだ」と責めないですよっていう話を聞いて、そうだなとも思いました。相手との向き合い方や自分の気持ちの持ち方をどうすればいいのか知れて良かったです。（20代）
- ・依存症当事者や関わる方々（家族など）の心に寄り添った言葉かけに始まり、治療へ導く内容が「目からウロコ」状態でした。（40代）
- ・自分の飲酒経験談を断酒しないといけない人たちの支えの一つにして欲しいと思い、情報提供的に参加しました。経験談を共有したいので、後日、犬尾先生にお手紙を書いてみます。（60代）

●講座担当から

アルコールは過剰摂取による事故、ケンカ、DV、性被害などの社会被害の社会問題を引き起こすリスクが高まります。犬尾医師は依存症は老若男女、社会的地位など生活背景に関係なく誰もがかかり得る病気であること、専門の医療機関や支援機関につながればゆっくりではあるが必ず回復する病気であること等を説明した上で『依存症になってしまったら、※自助グループ（同じ問題を抱える人たちが集まり、相互理解や支援をしようグループのこと。）に通うことが、依存症患者を回復に導く唯一の手段である』ことなどを、依存症の臨床の実例を交えながら話しました。

第二部の質問タイムには、家族に飲酒問題がある方、支援者として依存症患者に向き合う方、本人が自身の飲酒行動に疑問を感じている方など、皆さん各々の立場から様々な質問が出ました。

本講座を通して“アルコール依存症は病気”であることを知り、飲酒問題を起こす身近な人たち（家族・支援者）への理解を深めていたことが印象的でした。
飲酒問題に関する困りごとを抱えている方やご家族が、しかるべき支援先につながる一助になることを願いつつ、講座を終了しました。

法律入門 「離婚」を考えているあなたへ
第1回 子育て中の方のための基礎講座
第2回 中高年期の方のための基礎講座



離婚を考えている、離婚の話し合いが進んでいる、離婚を切り出されて困っている、離婚後の悩み・・・離婚を選択する、しない背景は人それぞれであり、人生の大きな決断です。

「本当は離婚したいけど経済的なことを考えると難しいかも」「長年パートナーの言葉の暴力に苦しんできた。子どもが社会人になったので離婚したい」「離婚の手続きや準備など何から始めていいのかわからない」といったお悩みをお持ちの方、また「離婚による子どもへの影響が気になる」「子どもにどう説明したらいいの?」そのような心配をお持ちの方、離婚を考えているだけでなく、DVなど問題解決のために情報を得たいという方にも役立つ法律や手続きなどについて、当センターで法律相談を担当されている野崎弁護士から、過去の事例などを交えて、分かりやすく解説していただきました。

■開催日：第1回 令和7年1月18日（土）午後2時～4時
第2回 令和7年2月15日（土）午後2時～4時

■講 師：野崎 聖子 さん（うむやす法律会計事務所 弁護士）

■対象者： 関心のある方

■参加人数：第1回19人(女性18人/男性1人)
第2回30人(女性29人/男性1人)

■一時保育：第1回3人 / 第2回1人

■手話通訳：第1回1人 / 第2回0人

●受講者の感想、メッセージ

- ・とても分かりやすく理解できた。今後やはり法律を含め、子どもの意見をもっと重要視できる体制（社会）になればと心から痛感しました。（40代）
- ・これをきっかけに、こども達のため、自分自身のために頑張っていきたいと感じました。焦らずに一步一步進んでいきたいと思います。（30代）

●講座担当から

今回の法律入門講座は、2回のテーマに分けて開催しました。第1回目では、離婚の際の基礎的な手続きや財産分与や慰謝料についてお話いただきました。子どもの親権について、現在の単独親権から、令和8年から導入される「共同親権」において「現行法」第819条で「離婚の協議でその一方を親権者と定めなければならない」とされていますが、「改正法」では「離婚の協議で、その双方又は一方を親権者と定める」ことになると詳しく説明がありました。

親権についての裁判所の判断や考え方が伝えられ、子の利益を害する虐待やDVがある場合は、父母の一方を親権者と定めなければならないことや、当事者同士で意見が対立したときには、子どもの素の感情を大人がちゃんと受け止め、子どもの意見を聞くことが大事。積極的に言えない子もいるので、裁判所の調査官はもっと子どもの気持ちを聞いてほしいとおっしゃっていました。

養育費についての改正点では、債務名義（判決や公正証書）がなくても強制執行ができる「先取特権」となること、養育費の合意がない場合の特例として、監護者は被監護者に対して、離婚の日から毎月請求できることが定められました。親子交流についても父母以外に親族との交流も実施できることなど、子の利益を最優先に最善と思える選択をしてくださいと強く語られました。

第2回目は中高年期の離婚がテーマです。日常の積み重ねで離婚を考えるも相手方が拒否することも多く、離婚後の経済的な不安や財産分与等で折り合いがつかないこともあるそうです。離婚に際して作成する書類や財産分与の作業、そして年金分割の手続き等、お話されました。また、離婚の原因に夫の介護を引き受けたくないなども増えているそうです。

講座後半では、受講者からの質問票に一つひとつ丁寧にお答えいただきました。専門家や信頼できる人への相談なども利用しながら、自分の中の大切なことや優先順位を考えてくださいと野崎弁護士から応援メッセージをいただきました。

なは女性センター講座2024

心とからだのリフレッシュ！

「気力・集中力」アップのための
メンタルトレーニング

スポーツ心理学にはアスリートを中心に精神面の強化を目的としたメンタルトレーニングがあります。現在では、本番で実力が発揮できるよう具体的に何をするのかを教育分野、研究分野、そしてビジネス分野へと展開する形で広がりをみせています。

日本語で「心技体」という言葉がありますが、技を磨いたり、体力を強化したりすることと同様に心の部分や考え方のトレーニングも存在します。

日 時：1月25日（土）14時～16時

講師：石垣 愛一郎 さん（沖縄女子短期大学児童教育学科 講師）

場 所：なは女性センター 学習室

対象者：関心のある方

定 員：30人（事前申込先着順）

※希望者、希望の人数に達しない場合は中止となります。（1月1日現在までに申込の人数により）

※申込に際しては、申込書と申込料が必要です。詳細は申込書をご覧ください。

●受講料：無料（会場費：500円）※会場費は受講料に含まれません。

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

●申込期間：1月15日（金）～1月20日（水）

●申込受付時間：10時～16時（土・日・祭日も受付可）

●申込方法：申込書と申込料を、申込書に記載の住所へお送りください。

●申込先：なは女性センター（〒900-0001 沖縄県那覇市美里1-1-1）

スポーツ心理学には、アスリートを中心に精神面の強化を目的としたメンタルトレーニングがあります。現在では、本番で実力が発揮できるよう具体的に何をするのかを教育分野、研究分野、そしてビジネス分野へと展開する形で広がりをみせています。

日本語で「心技体」という言葉がありますが、技を磨いたり、体力を強化したりすることと同様に心の部分や考え方のトレーニングも存在します。

今回の講座では、グループディスカッションやメンタルトレーニングの講話と簡単なストレッチを行いながら、リラックス法の実践や自身の考え方を味方にする方法、心身のリフレッシュと「気力・体力」アップを目指し、日常生活や職場などで応用できる気持ちの展開のヒントを一緒に見つける機会となりました。

■開催日：令和7年1月25日（土）午後2時～4時

■講 師：石垣 愛一郎 さん（沖縄女子短期大学児童教育学科 講師）

■対象者：関心のある方

■参加人数：15人（女性14人/男性1人）

■一時保育：1人

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージ

- 最後のグループワーク、特にリフレーミングでは、自分の欠点を長所に言い換えてもらえて、話したことで気持ちがすっきりし、元気をもらいました。（40代）
- セルフトークも自立訓練法も言葉の力が大きいと感じました。まずは自分のセルフトークをどのように言い換えていくと良いのか観察したり、他の言い方を考えたいと思いました。（50代）

●講座担当から

今回の講座では、自分の心とからだを元気に保つために、緊張する場面でのリラックス法の実践とセルフトーク、グループワークを行いました。スポーツ選手がよいパフォーマンスを出すために、「緊張しすぎず、リラックスしすぎない、ほどよいバランスの精神状態」について、スポーツ心理学の側面からの講話がありました。

実践として、床にマットを敷いて複式呼吸と身体の筋肉に力を入れるなど「緊張を解かすリラックス体操」を行いました。また、状況をイメージしながら、心の中で言葉をつぶやくことにより、身体がどのように感じるのか、自分の身体の状態と言葉との繋がりを確認しました。

自分の言葉（セルフトーク）が身体に与える影響から、ポジティブな言葉や会話を普段から使うようにし、否定的になったら修正していく、脳は現実と言葉が違っていると認知的不協和（自分の認知と別の矛盾する認知によって生ずる不快感、心理的ストレス）をおこしてしまうと話されました。

講座の後半では、「自分の困りごと」をテーマに3人ずつに分かれ、「どうなりたいか」「できることはなんですか」と解決思考アプローチのグループワークを行いました。発想の転換や枠を変えた見方（リフレーミング）によって、ポジティブな言葉の大切さや、グループのメンバーからの言葉で、「物は考え次第」と楽しい時間を過ごしました。

受講者アンケートには、「講師の穏やかな説明口調が心地よく内容が入りやすかったです。」「自律訓練法「言葉に反応する」ことを知り、参加してよかった」「自分も（自分とかかわる人も）元気になるような声かけ（セルフトーク）をしたい」「日常に取り入れていきたい」との声もあり、心身ともにリフレッシュできた講座となりました。

なほ女性センター講座2024 女性の健康週間全編講座

いつも手足が冷えている、体が温まりにくいといった「冷え性」。女性の約8割が冷え性という調査結果もあるほどです。体を鍛えて筋肉量を増やすことは、冷え性改善にとっても有効です。冷え性を改善し、体温を上げると、

① 基礎代謝が上がり太りにくい体
② ストレスに強く病気になりにくい健康な体
③ 脳の血行がよくなり記憶力低下や認知症の予防

などにつながります。

本講座では「筋肉量」に焦点をあてて、日常の中で行える「筋肉量UPトレーニング」を学びました。

3月12日(水) 19時～20時30分
3月15日(土) 14時～16時

講師 高良 順子さん (健康運動指導士)

会場 高良女性センター(健康運動指導士)

対象者 関心のある方・希望者(定員25名)

参加費 無料(定員25名)

3月1日～8日は「女性の健康週間」

■開催日 : 夜の部 令和7年3月12日(水) 午後7時～8時30分
昼の部 令和7年3月15日(土) 午後2時～4時

■講師 : 高良 順子 さん (健康運動指導士)

■対象者 : 関心のある方

■参加人数 : 夜の部 19人 (女性19人/男性0人)
昼の部 25人 (女性25人/男性0人)

■一時保育 : なし

■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージ

- ・個人のペースに合わせてできるトレーニングを教えていただいたので良かった。(40代)
- ・来た時は足先が冷えていたのに、終わりの頃には足も温まっていた。(40代)
- ・「体を動かす気持ちよさ」を伝えている高良さんの活動に感動しました。(50代)
- ・60歳頃から冷え性になり、筋力の衰えも感じるようになり、効果的なストレッチの方法が分からなくて困っていた為、受講しました。(60代)
- ・加齢とともに老化を感じ、参加しました。ストレッチ無理せず続けます。(70代)
- ・立位のストレッチはきついので避けていたけど、椅子を使っただけのものでできそう。(70代)
- ・楽しくてすごく良かったです。今日からがんばりたいと思います。(80代)

●講座担当から

健康運動指導士で、運動指導歴42年の高良順子さんを講師に迎え「『冷え』からの解放～筋肉量UPトレーニング～」講座を開催しました。多くの方に受講してほしくて、同じ内容を「夜の部」と「昼の部」の2回に分けて実施しました。

はじめに、大きな動作のグー、チョキ、パーを行い、体をほぐすことから始めました。次に下半身の動作が加わり、しだいにバージョンアップしていきました。

「冷え」の原因は「血行不良」による血流不足で、毛細血管に血液が十分に流れなくなることが原因です。「血行不良」の原因は、運動不足による代謝の低下で、血液の循環が悪くなるからです。基礎代謝が落ちることで免疫力の低下や太りやすくなることにもつながります。

「冷えの解消」には、運動して筋肉量を増やすことや食生活の見直しも大事です。ストレスを溜めずリラックスするためにも、筋肉を伸ばす柔軟体操のストレッチや下半身の筋肉を鍛えるスクワット等の運動が効果的です。

日中に適度な運動を行うことで、自然な眠気から睡眠につなげることができるのです。自宅で手軽にできる筋トレをイスを使って多種類のポーズを行いました。体力の向上には少なくとも週2～3回以上、継続して行うことがポイントです。参加者は、笑いにあふれ、リラックスした体で楽しんで筋肉UPトレーニングを行っていました。

後援・共催事業

	イベント名	【主催/後援/共催団体】 【開催日時・場所】
1	もっと話して、仕事も 家庭も楽しもう！ 〇〇家作成会議!!	【主催/後援】 もっと話して、仕事も家庭も楽しもう！〇〇家作成会議!! 実行委員会/那覇市 他 【開催日時・場所】 令和 6 年 10 月 27 日（10 時～15 時） 沖縄県男女参画センター3 階 研修室 1
2	九州 RAINBOW PRIDE 2024	【主催/後援】 九州レインボープライド実行委員会/那覇市 他 【開催日時・場所】 令和 6 年 11 月 2～3 日（10 時～17 時） 冷泉公園（福岡市博多区）、九州レインボープライド公式 HP
3	女性に対する暴力をなくす運動週間イベント 内閣府パープル・ライトアップ事業	【共催】 公益財団法人おきなわ女性財団、那覇市 他 【開催日時・場所】 令和 6 年 11 月 17～23 日（6～24 時） 国際通りデジタルサイネージ
4	沖縄から結婚の平等に YES！	【主催/後援】 ～YES！FOR MARRIAGE EQUALITY～実行委員会/那覇市 他 【開催日時・場所】 令和 6 年 11 月 22～24 日（11～18 時） Space for Art & Culture あおみどりの木
5	ピンクドット沖縄 2024	【主催/後援】 一般社団法人ピンクドット沖縄/那覇市 他 【開催日時・場所】 令和 6 年 12 月 8 日（12～17 時） 那覇市ぶんかテンプス館前広場

レインボー交流会 第58回～第62回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言(*1)を受けて平成27年9月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グランドルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成29年4月から、運営を市民団体「ていーだあみ」(*2)に移行しています。

*1 レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成27年7月19日、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

*2 市民団体「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

	開催日	参加人数
第58回	令和6年5月18日(土) 14時～16時	12人
第59回	令和6年7月27日(土) 14時～16時	4人
第60回	令和6年11月9日(土) 14時～16時	7人
第61回	令和7年1月25日(土) 10時～12時	8人
第62回	令和7年3月8日(土) 14時～16時	12人

*会場：なは女性センター

*対象者：関心のある方

*定員：各回30人

*主催：市民団体「ていーだあみ」

6 令和7（2025）年度予算

（単位：千円）

事業	令和7年度	令和6年度	増減額	備考
男女共同参画計画推進事業	281	145	136	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	24,536	22,770	1,766	・会計年度任用 職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	852	802	50	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	200	200	0	補助金
女性デジタル人材育成 支援事業	5,000	4,892	108	業務委託料
合 計	30,869	28,809	2,060	

7 令和7（2025）年度事業概要

- (1) 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催（幹事会含む）
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
 - ・女性デジタル人材育成支援事業
- (2) 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和7年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
 - ・第28回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
- (3) なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・学習室、資料室、交流室の提供
 - ・図書、各種資料の収集及び提供
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・その他（広報など）
- (4) 性の多様性の尊重に関すること
 - ・性の多様性について（職員研修等）

8 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	180条の5 ※1				202条の3 ※2				合計			
	委員会 数	委員数	うち 女性	割合	審議会 等数	委員数	うち 女性	割合	委員会・ 審議会 等数	委員数	うち 女性	割合
平成31(2019)年度	6	27	2	7.4%	61	713	232	32.5%	67	740	234	31.6%
令和2(2020)年度	6	27	3	11.1%	57	736	231	31.4%	63	763	234	30.7%
令和3(2021)年度	6	27	3	11.1%	42	485	190	39.2%	48	512	193	37.7%
令和4(2022)年度	6	27	3	11.1%	53	554	218	39.4%	59	581	221	38.0%
令和5(2023)年度	6	27	3	11.1%	59	687	250	36.4%	65	714	253	35.4%
令和6(2024)年度	6	27	7	25.9%	60	713	255	35.8%	66	740	262	35.4%

※1 地方自治法第180条の5に基づく委員会

教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価委員会

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等

法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところによる附属機関

9 その他那覇市の女性登用状況

●那覇市議会議員・自治会長の女性の割合

各年度 4月1日現在	市議会議員			自治会長		
	議員数	うち 女性	割合	会長数	うち 女性	割合
平成31(2019)年度	40	9	22.5%	155	13	8.4%
令和2(2020)年度	40	9	22.5%	151	16	10.6%
令和3(2021)年度	38	9	23.7%	151	16	10.6%
令和4(2022)年度	40	13	32.5%	151	18	11.9%
令和5(2023)年度	40	13	32.5%	149	20	13.4%
令和6(2024)年度	39	13	33.3%	151	20	13.2%

(男女参画局「見える化マップ」より)

●那覇市議会議員選挙の立候補者における女性の割合(直近3回分)

	立候補者数	うち女性	割合
第19回(H25.7.21)	57	8	14.0%
第20回(H29.7.9)	67	13	19.4%
第21回(R3.7.11)	63	15	23.8%

(那覇市HP 市議選挙の記録「過去の記録一覧」より)

【参考】国の第5次男女共同参画基本計画より(令和2年12月25日)

項目	現状(2019年)	目標(2025年)
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0%	35%

10 那覇市における主査級以上の女性職員数

(資料提供：総務部人事課)

各年度 4月1日現在		平成31年(2019)			令和2年(2020)			令和3年(2021)			令和4年(2022)			令和5年(2023)			令和6年(2024)		
		総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合
職員数		2,433	932	38.3%	2,481	957	38.6%	2,489	984	39.5%	2,508	998	39.8%	2,540	1,009	39.7%	2,543	1,022	40.2%
管理職	部長級	21	2	9.5%	21	2	9.5%	21	3	14.3%	21	4	19.0%	21	5	23.8%	21	5	23.8%
	副部長級	31	4	12.9%	30	6	20.0%	31	4	12.9%	31	4	12.9%	30	7	23.3%	31	6	19.4%
	課長級	166	30	18.1%	167	31	18.6%	166	32	19.3%	167	31	18.6%	166	28	16.9%	167	34	20.4%
	小計	218	36	16.5%	218	39	17.9%	218	39	17.9%	219	39	17.8%	217	40	18.4%	219	45	20.5%
主幹級	行政職	271	81	29.9%	278	63	22.7%	278	69	24.8%	287	76	26.5%	288	88	30.6%	310	97	31.3%
	保育教諭(主幹)	26	25	96.2%	25	24	96.0%	25	24	96.0%	24	23	95.8%	24	23	95.8%	24	23	95.8%
	小計	297	82	27.6%	303	87	28.7%	303	93	30.7%	311	99	31.8%	312	111	35.6%	334	120	35.9%
主査・技査級	行政職	475	160	33.7%	469	170	36.2%	495	180	36.4%	485	178	36.7%	514	179	34.8%	512	176	34.4%
	保育教諭(主任)	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	保育教諭(主査)	32	32	100.0%	33	33	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%	32	31	96.9%	31	30	96.8%
	保健師(主査)	14	14	100.0%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	16	15	93.8%	16	14	87.5%	19	17	89.5%
	小計	521	206	39.5%	516	217	42.1%	540	225	41.7%	532	224	42.1%	562	224	39.9%	562	223	39.7%

※小数点2位以下四捨五入

※無給・退職派遣職員を含む

※消防職は上記表の行政職へ算入する

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以下の職員数である

※単労職員は除く(単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等)

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン(平成10年9月20日策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書(第1号様式)とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書(第2号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係) 苦情申出書

年 月 日 那覇市長宛	
申出者住所(団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第14条第1項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第 2 号様式(第 3 条関係) 苦 情 処 理 通 知 書

年 月 日
様
那覇市長
(処理対応の内容)

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任职務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

政策統括調整監 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 こどもえがお相談課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 29 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 12 月 26 日／訓令第 8 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規定する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(達成状況の報告)

第6条 部局長等は、新たな委員の委嘱又は任命の必要が生じたときは、委員の委嘱予定日の2週間前までに、総務部長へ女性委員の登用率の目標値の達成状況について那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書(第1号様式)により報告するものとする。

2 総務部長は、女性委員の登用率の目標値の達成状況を受けて、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書(第2号様式)を付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

総務部長 宛

() 部長
() 課

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区分	内容			
審議会等の名称				
根拠法等	☐ 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等			
	☐ 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等			
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定 委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱 第3条の目標を 達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
			今後達成するための方法（具体的に）	
今回発令の時期	令和	年	月	日（予定）
次期改選の時期	令和	年	月	日（予定）
担当者			内線	

第2号様式

令和 年 月 日

部長
(課)

総 務 部 長
(平和交流・男女参画課)

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区分	内容			
審議会等の名称				
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱第3条の目標を達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
今回発令の時期	令和 年 月 日	（予定）		
総務部長所見				

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日条例第73号

平成28年3月24日条例第23号

令和元年9月30日条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長等が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 2 章 なは市民活動支援センター(第 13 条—第 26 条)

第 3 章 なは産業支援センター(第 27 条—第 35 条)

省略

第 4 章 なは女性センター

(目的)

第 36 条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第 37 条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 学習室
- (2) 資料室
- (3) 交流室
- (4) 相談室

(事業)

第 38 条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(施設の変更禁止)

第 9 条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

- (4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

- (5) その他第 36 条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第 39 条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで
午前 9 時から午後 9 時まで

- (2) 土曜日
午前 9 時から午後 5 時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位の場合は、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前部：午前9時から午前12時まで
午後部：午後1時から午後4時30分まで
夜間部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日 様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。																																														
利用目的 及び内容																																														
利用日時 及び利用 施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日(曜日)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">～</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日(曜日)</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分</td> <td style="text-align: center;">第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室</td> </tr> </table>	年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室	年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室	年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室	年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室	年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室																																						
年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室																																						
年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室																																						
年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室																																						
年	月	日(曜日)	時	分	～	時	分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室																																						
利用人員	人																																													
利用備品																																														

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議(以下、「庁内ネットワーク会議」という。)を設置する。(会議)

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

(活動内容)

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

(事務局)

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある一方が、他の一方の近親者(3親等内の血族又は3親等内の直系姻族をいう。次条第5号において同じ。)であって、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

(登録簿への登録等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する2人からの届出に基づき、これらの者及びこれらの者とファミリーシップにある者を、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(以下「登録簿」という。)へ登録する。ただし、当該届出の内容が実態を伴わないものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 互いにパートナーシップにあること。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に住所を有すること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、他の一方

が市内への転入を予定していること(当該他の一方が市内に転入した事実を確認できる書類を、届出の日から起算して3月以内に市長に提出することができる場合に限る。))。

(4) 次のいずれにも該当すること。

- ア 現に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
- イ 現に登録簿に登録されていないこと。
- ウ 現に他の一方以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 互いに近親者でないこと(養子縁組による関係であって、当該養子縁組を行う前の関係が近親者でない場合を除く。))。

(届出の方法等)

第4条 前条の届出は、同条の2人が、この要綱及びこれに基づき市長が別に定めるところに同意し、あらかじめ市長と調整して指定された日時に、同時に来所し、次に掲げる書類を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している者にあつては、その内容が確認できる書類)
- (2) 前条第4号及び第5号に該当することを確認できる戸籍個人事項証明書又は戸籍抄本(外国籍である者にあつては、婚姻要件具備証明書その他の市長が認める書類)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(双方が市内への転入を予定している場合の特例)

第5条 2人が、市内に住所を有しない場合で、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当し、かつ、届出の日から起算して3月以内に市内に転入した事実を確認できる書類を市長に提出することができるときは、市長は、あらかじめ同条の届出を受け付けることができるものとする。この場合における登録簿への登録は、当該書類の提出があったときに行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により受け付け

る届出について準用する。

- 3 第1項の規定により受け付けた届出は、同項に規定する期間(市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その理由により相当と認める期間)内に当該2人から同項に規定する書類が市長に提出されないときは、失効するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第6条 市長は、第3条及び前条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書及び那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード(以下「登録証明書等」という。)を交付するものとする。

(登録証明書等の再交付等)

第7条 市長は、登録者が紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等再交付依頼書を提出して登録証明書等の再交付を希望したときは、登録証明書等を再交付するものとする。

- 2 登録証明書等の紛失を理由として、前項の規定による登録証明書等の再交付を受けた登録者が、紛失した登録証明書等を発見したときは、速やかに発見した登録証明書等を市長に返還しなければならない。

(登録の事実に関する証明)

第8条 市長は、登録者が那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ事実証明書交付依頼書を提出して登録を受けた事実についての証明を希望したときは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関する事実証明書(以下「事実証明書」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、第3条の届出又はこの項の規定による届出の内容に変更があったときは、その変更の内容が確認できる書類及び変更前の登録証明書等を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届兼登録証明書等再交付依頼書(次項において「変更届兼再交付依頼書」という。)を、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届兼再交付依頼書の提出があったときは、登録簿の内容を変更し、必要に応じて、当該登録者に対し登録証明書等を再交付するものとする。

(登録証明書等の返還)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、那覇市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届書を提出し、並びに登録証明書等及び事実証明書を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く。)
- (3) 第3条第3号イに該当して登録を行った場合で、市内への転入を予定していた登録者の一方が、同号イに規定する期間内に市内に転入した事実を確認できる書類を提出しなかったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(登録の抹消等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録者の一方が死亡したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な方法により登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書等又は事実証明書を不正に利用したとき。

2 市長は、前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により登録を抹消したときは、その者に対し、登録証明書等及び事実証明書の返還を求めるものとする。

- 3 第8条の規定は、登録者が登録を抹消された事実について証明を求める場合について準用する。

(通称名の使用)

第12条 性別違和その他市長が特に必要があると認めるときは、登録証明書等に戸籍上の氏名に代えて、又は戸籍上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の名称であつて、社会生活上使用している氏名をいう。)を用いることができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する文書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業

(2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交付

確定額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。
(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を受けた者(以下、「補助金受領者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書(第 9 号様式)によ

り補助金の返還を命じなければならない。

(男女共同参画社会の推進)

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

(事業効果の検証)

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条－第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条－第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条－第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

令和 6 年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2025 年 6 月

発 行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ 1 階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

